

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2019年8月

SecureCloud &
VirtualReality



株式会社ピー・ビーシステムズ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式174,675千円（見込額）の募集及び株式82,200千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式41,100千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2019年8月8日に福岡財務支局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ピー・ビーシステムズ

福岡市博多区東比恵三丁目3番24号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の内容

当社の事業セグメントは、企業の基幹システムをクラウド化する「セキュアクラウドシステム事業」、特殊な映像技術を用いて空間を仮想化する「エモーショナルシステム事業」の2つのセグメントで構成されています。

セキュアクラウドシステム事業

セキュアクラウドシステム事業は、当社が創業間もない時期から取り組んでいる主力事業です。

同事業は、目安として売上高100億円～500億円規模の中堅企業を主な顧客ターゲットとしています。同事業の属する国内クラウドサービス市場は、2018年度の市場全体の規模は約1兆9,422億円、2023年には4兆4,754億円まで拡大すると予測(出典:株式会社MM総研「2019年国内クラウドサービス需要動向調査」2019年6月11日)されている有望かつ潤沢なマーケットと言われています。

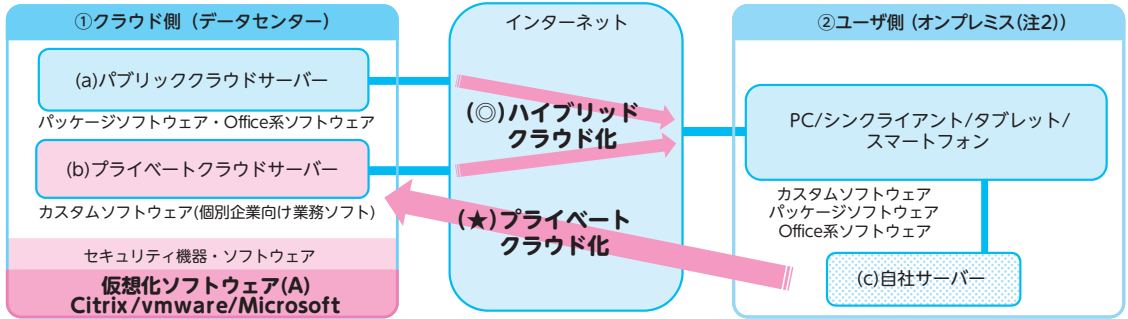
単一企業内で利用するクラウドをプライベートクラウドと呼び、当社は、企業、団体向けの「システムのプライベートクラウド化」を中心として事業を行っていますが、2017年の国内プライベートクラウド市場は、前年比40.6%増の4,223億円、2022年の市場規模は2017年比4.9倍の2兆851億円になると予測(出典:IDC Japan株式会社「国内プライベートクラウド市場予測、2018年～2022年」2018年11月6日)されています。

当社は、プライベートクラウドを実現する主要なソフトウェア企業である、Citrix、VMware、Microsoftの製品群を熟知、これら各社の戦略を理解し、顧客企業にとって最適な選択を行うことを第一に考え、派生する多数のセキュリティ、ストレージ、サーバー等のハードウェア商品及び各種ソフトウェア商品を含めた総合的な提案を柔軟に行っています。

特に、シトリックス・システムズ・ジャパン社のスペシャリスト認定者が最も多い企業として『Citrix Specialist of the Year』を2017年に受賞、『Best of Citrix Advisor Rewards/Net New Partner Sourced Award』を2017年2018年の2年連続受賞する等、既に国内では主だった仮想化技術企業として評価を得ています。

セキュアクラウドシステム事業は、サーバーの仮想化や強固なセキュリティ環境の構築を行う「プラットフォーム」、仮想化環境に特化し、現場から発生するニーズを満たした機能を製品化して販売を行う「プロダクツ」、顧客が望む独自機能を満たすためのスクラッチ開発(注1)を行う「カスタマイザー」の3つの区分で構成されており、プライベートクラウド構築だけでなく、企業システム全般を対象としたサービスを中堅企業向けに提供しています。

売上区分	概要
プラットフォーム	システム仮想化業務(プライベートクラウド化～ハイブリッドクラウド化)にて活用する各種仮想化ソフトウェア(Citrix、VMware、Microsoft等)の導入コンサルティング、設計、実装、保守及びそれらに付随するハードウェア、ソフトウェア販売を行っています。 コンサルティングにおいては、上記3社の仮想化ソフトウェア全てによるシステム構築が可能であることを強みとして、各社製品の特徴を生かした提案を行っています。 特にCitrixについては、2004年4月から15年連続でシトリックス認定販売パートナーのトップカテゴリ(Citrix Solution Advisor Platinum)にリストされています。
プロダクツ	Citrix環境における印刷系諸問題を解決する「デルバイ」及び「キトラス」という製品が主力で、Citrixユーザー向けに10年以上売れ続けています。2014年には、食品製造業務向けの生産管理業務に特化した生産管理システムパッケージである「イートバイ」を開発し、市場投入しています。
カスタマイザー	業務ロジックのプログラミング及びデータベース化する業務で販売管理や在庫管理、物流管理等対象クライアントは多岐にわたっています。既存パッケージのカスタマイズは殆ど行わず、顧客ニーズと顧客状況に応じたシステムを手作りで構築できることが特徴です。



クラウドシステムは仮想化ソフトウェア(A)上で成り立っており、当社が蓄積する仮想化技術は、クラウド側(①)のサーバー構築事業に生かされます。当社には、この分野の専門技術者が多数在籍しているため、直接顧客からの業務だけでなく、同業他社からのサポート依頼も受けています。シトリックス社が提供している仮想化ソフトウェアについては、当社創業2年目の1998年からその取扱いを開始しており、シトリックス通信環境向け独自ツールの開発と販売も行っています。その他、VMware社、マイクロソフト社とも連携し、仮想化ソフトウェア全般を網羅しています。また、セキュリティ系技術の提供も行っており、多種多様なセキュリティ系製品の実装実績があります。

企業の業務システムの場合、パッケージソフトが適応できず、カスタムソフトウェア開発となるケースが少なからず存在し、この場合、プライベートクラウド(b)となります。スクラッチ開発が可能な当社は、その部分もサポートします。顧客はクラウド化を進めるプロセスにおいて、まず自社サーバー(c)で運用していたカスタムソフトウェアをプライベートクラウドへ移行すること(★)が一般的です。セキュアクラウドシステム事業は、中堅企業向けのプライベートクラウド構築事業から始まり、プライベートクラウドとパブリッククラウドを連携する(○)ハイブリッドクラウドに進展させる一連のプロセスをサポートする事業です。

同事業は、創業以来顧客との直接取引と、同業他社パートナーとの取引をバランス良く行っていることが特徴で、顧客企業の拡大とともに堅実な成長を実現しています。

シトリックス認定販売パートナー(2019年7月19日現在シトリックス社ホームページより)

スペシャリスト	ネットワーキング	アプリケーション/モバイルセキュリティ	業名	会社名	E-mail	電話番号	技術資格									
							営業資格			Apps and Desktops			Network		Mobility	技術資格格付
							CCSP	CCE-V (設計)	CCP-V (構築)	CCA-V (運用)	CCP-N	CCA-N	CCP-M			
★★★	★★★	★★★	福岡県	株式会社シー・ピーシステムズ			14	8	10	12	5	5	3	43		
★★	★★	★★	東京都	株式会社アシスト			8	2	3	1	0	3	0	9		
★★	★★	★★	東京都	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社			2	4	7	6	3	1	0	21		
★★	★★	★★	東京都	株式会社インターネットイニシアティブ			2	3	1	1	0	1	2	8		
★★	★★	★★	東京都	兼松エレクトロニクス株式会社			4	2	1	2	0	2	0	7		
★★	★★	★★	東京都	日鉄ソリューションズ株式会社			2	3	2	4	0	2	0	11		
★★	★★	★★	東京都	株式会社大塚商会			2	2	0	1	0	2	0	5		

＜スペシャリストの要件について＞

Citrixの技術資格認定では最高位のもので、通常の認定資格試験をパスした上で、仮想環境を利用して実際にシステム構築を行い、その内容により合否が決定されます。仮想化、モビリティ、アプリ/モバイルセキュリティ、データセンターの全4分野が設定されています。

2019年7月19日時点での、シトリックス認定販売パートナーのスペシャリスト資格者保有状況は、当社以外各社1分野もしくは2分野ですが、当社は全4分野において資格者を保有しており、全国では当社1社のみが全4分野取得を達成しています。

プライベートクラウド、パブリッククラウドそしてハイブリッドクラウド構築事業を間違いなく実行するために欠かせない重要な技術要素は、クラウドサーバーOSであるシトリックス製品に代表されます。

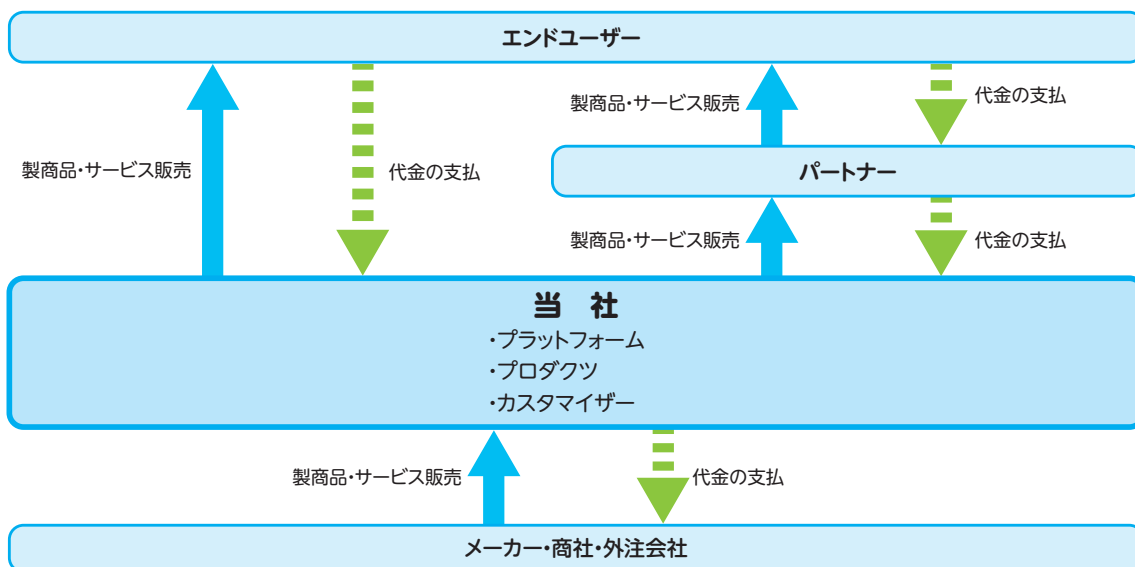
当社は創業2年目から、シトリックス社の最上位日本代理店として取り組みを開始しました。シトリックス製品を紹介する書籍の執筆や各地でのセミナー講師等、シトリックス製品拡販のための積極的な活動を継続し、現在20年以上のパートナー実績があります。当社の技術力の証は、シトリックス社が認定する上位技術資格者数に表れています。

仮想化技術を核として、企業・自治体の様々なニーズに対応

働き方改革 対応	BCP対応 (事業継続性)	ランサムウェア・ 情報漏洩対策
システム基盤 老朽化対策	DX (デジタル・トランス フォーメーション)	アプリケーション開発 データベース構築
クラウド印刷 環境高速化 ツール	RPA/AI ビッグデータ・BI	グループウェア・ チャットbot

...

[セキュアクラウドシステム事業:事業系統図]



エモーショナルシステム事業

エモーショナルシステム事業は、VRシアター4D王の技術開発及び製造販売を中心に行っています。

4D王は特許(特許第4166260号: 立体映像の投影方法及び立体映像の投影装置)を取得しており、360度スクリーンに切れ目なく3D映像を投影する特許技術を基にした移設可能なミニシアターです。円筒形のスクリーンの中に客席が設置され、スクリーンに囲まれた空間に映像が縦横無尽に飛び回り、観客を突き抜ける特殊効果と、映像に同期した立体音響、突風、地面の揺れによって、360度に展開するストーリーに観客を没入させる、独自のVR空間を作り上げるシアターとなっています。ヘッドマウントディスプレイ(注3)型のVRと異なり、軽量の3D眼鏡を使用することで仲間と感動を共有する、いわゆる「体験共有型VRシアター」と言えます。

2019年7月現在、4D王の常設設置箇所は遊園地を中心として、国内17箇所、海外2箇所、計19箇所となっています。最近では、博物館や科学館で設置されるようになったほか、工場見学等産業系をはじめとした様々な用途に対応するシミュレーターとしての利用が検討されるなど、販売・設置先が遊園地系以外にも広がりつつあります。

また、4D王は、運搬や設置に時間と労力を要する常設型のシアターだけではなく、装置の運搬・設置・解体を簡易化し、これらの時間を大幅に短縮させた可搬型のシアターである4D王ギャロップも製品化されています。一定の平面箇所があれば設置可能なラインアップを大小にわたって取り揃えていることから、平面スクリーンと稼働椅子を使ったシアターと比較して、設置にあたって柔軟な対応が可能です。

その他、4D王において上映するコンテンツ制作も行っていますが、有名なキャラクターを用いたコンテンツとして、2017年3月の「ウルトラマンゼロ Another Battle ～光とカ～」を皮切りに、2017年8月には「頭文字D project VR -疾駆-」、2019年3月には「新幹線変形ロボ シンカリオン360° ザ・ムービー」をリリースしました。また、解像度が高い8k360度カメラで撮影した実写によるミュージックビデオや、各地の風景映像など、新たなコンテンツ制作にも取り組んでいます。

360度スクリーンに3D映像を切れ目なく表示する特許をもとにした、没入感の高いVR空間を生み出す「4D王」を製造販売する事業です。



円筒形の外観が特徴
短期間での設置・撤去が可能です。



観客入場後の様子。
自分の目の前に映像が見え、突き抜けるため、思わず手を伸ばします。

HMDを装着せずにVR空間を実現、複数人で同時に体験できるVRシアター

負担の少ない偏光メガネ(低・高年齢向け偏光メガネも準備)のみの着用と、短時間のコンテンツにより、HMD型VRとは異なり、お子様から高齢者まで、誰でも楽しめる3D360度メディア及び回転率が高い集客装置として利用されています。

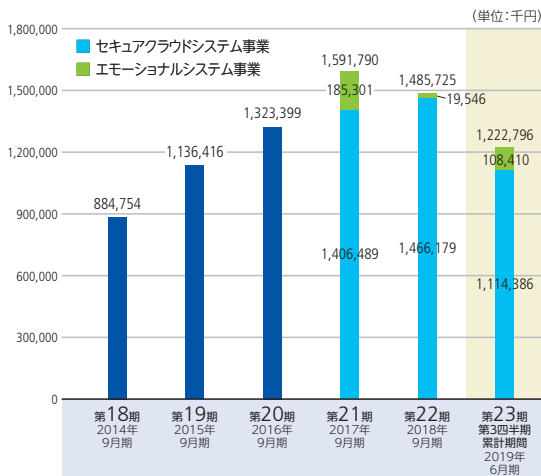
日本他、アメリカ、台湾、インドの特許取得済み。

特許内容:没入感の高い立体映像を提供することにより、視聴者を極めて容易に仮想空間に誘って、従来とは異なる映像体験を味わうことができる立体映像の投影方法及び立体映像の投影装置を提供する。

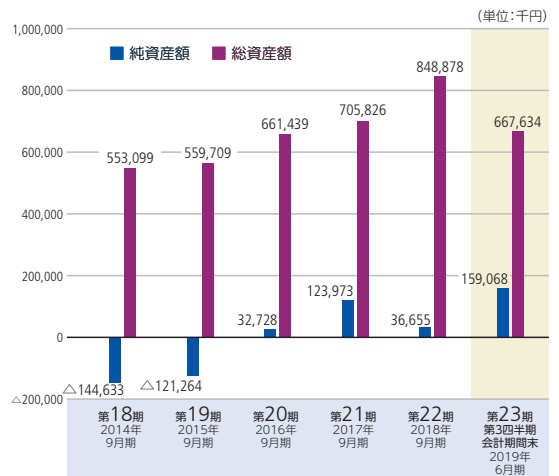
CG+実写360度3D特殊映像の没入感による様々なニーズに対応

遊園地 アトラクション	レジャー施設 アトラクション	科学館・博物館 映像メディア
各種イベント向け 集客映像ツール	工場見学実写3D 映像メディア	観光施設実写3D 映像メディア
防災啓蒙 映像メディア	医療・教育・音楽系 映像メディア	都市・宇宙開発 映像メディア

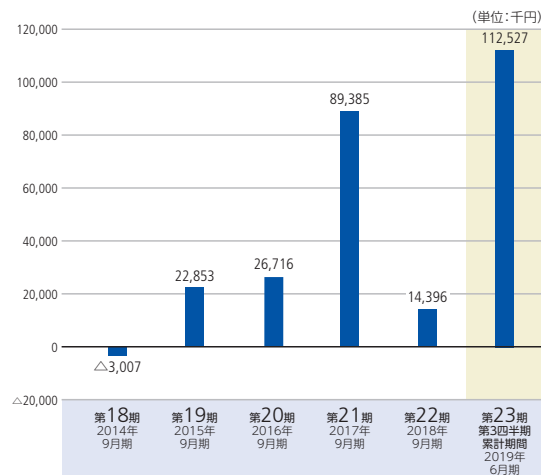
売上高



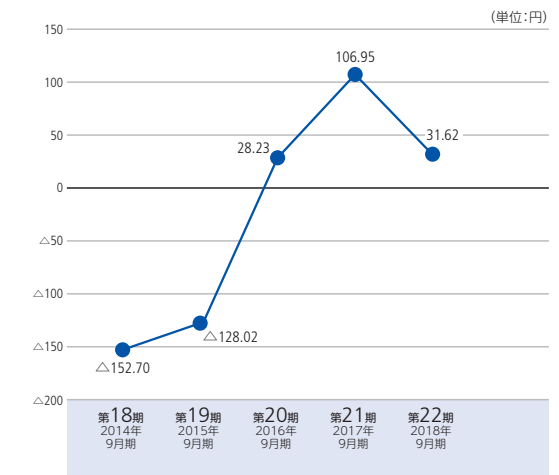
純資産額／総資産額



経常利益又は経常損失(△)

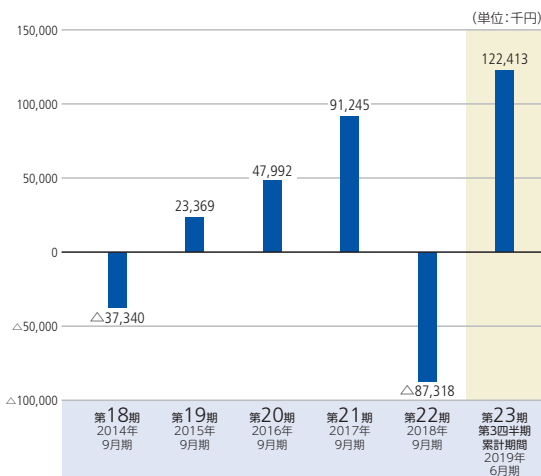


1株当たり純資産額

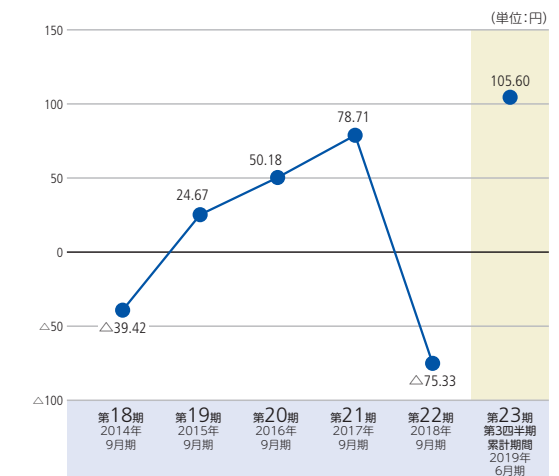


(注)当社は、2017年6月4日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記では、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失額(△)



(注)当社は、2017年6月4日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記では、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	19
2. 事業等のリスク	21
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
4. 経営上の重要な契約等	29
5. 研究開発活動	29
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	37
3. 配当政策	37
4. 株価の推移	37
5. 役員の状況	38
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	40

第5	経理の状況	47
1.	財務諸表等	48
(1)	財務諸表	48
(2)	主な資産及び負債の内容	89
(3)	その他	90
第6	提出会社の株式事務の概要	91
第7	提出会社の参考情報	92
1.	提出会社の親会社等の情報	92
2.	その他の参考情報	92
第四部	株式公開情報	93
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	93
第2	第三者割当等の概況	94
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	94
2.	取得者の概況	95
3.	取得者の株式等の移動状況	95
第3	株主の状況	96
	[監査報告書]	99

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2019年8月8日
【会社名】	株式会社ピー・ビーシステムズ
【英訳名】	PBsystems, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富田 和久
【本店の所在の場所】	福岡市博多区東比恵三丁目3番24号
【電話番号】	092-481-5669 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 彌永 玲子
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区東比恵三丁目3番24号
【電話番号】	092-481-5669 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 彌永 玲子
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 174,675,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 82,200,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 41,100,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	150,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2019年8月8日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2019年8月22日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2019年8月8日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2019年9月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2019年8月22日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	150,000	174,675,000	94,530,000
計（総発行株式）	150,000	174,675,000	94,530,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2019年8月8日開催の取締役会決議に基づき、2019年9月2日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,370円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は205,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2019年9月4日(水) 至 2019年9月9日(月)	未定 (注) 4.	2019年9月11日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2019年8月22日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年9月2日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2019年8月22日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2019年9月2日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2019年8月8日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2019年9月2日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2019年9月12日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2019年8月26日から2019年8月30日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福岡銀行 比恵支店	福岡市博多区東比恵三丁目1番31号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2019年9月11日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
FFG証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号		
西日本シティTT証券株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	150,000	—

- (注) 1. 2019年8月22日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2019年9月2日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
189,060,000	7,500,000	181,560,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,370円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額181,560千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の差引手取概算額上限37,812千円を合わせて、①事業拡大に係る採用費及び人件費、②社内のサーバ・ストレージ及びネットワーク機器並びにソフトウェア等購入費、③長期借入金の返済に充当する予定であります。具体的には以下を予定しております。

- ① 事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費として130,000千円 (2020年9月期50,000千円、2021年9月期80,000千円)
- ② 生産性向上・セキュリティ強化のための社内システム投資として、サーバ・ストレージ・ネットワーク機器及びソフトウェア等購入費用15,000千円 (2020年9月期5,000千円、2021年9月期10,000千円)
- ③ 金融機関からの長期借入金の返済資金として60,012千円 (2019年9月期30,012千円、2020年9月期30,000千円)

なお、上記使途以外の残額については、将来における当社の成長に資するための設備投資及び人件費の増加分等に充当する方針ではありますが、当該内容等について具体的に決定している事項はありません。

上記調達資金は、具体的な充当事期まで、または具体的な資金需要が発生し、支払い時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 1. 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。
2. 金融機関からの長期借入金の内容については、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 (1) 財務諸表 注記事項 (金融商品関係) 当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日) 4. 借入金の決算日後の返済予定額」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2019年9月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	60,000	82,200,000	福岡市東区 富田 和久 60,000株
計(総売出株式)	—	60,000	82,200,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,370円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2019年 9月4日(水) 至 2019年 9月9日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都新宿区西新宿六丁目 8番1号 エイチ・エス証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2019年9月2日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	30,000	41,100,000	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 エイチ・エス証券株式会社 30,000株
計(総売出株式)	—	30,000	41,100,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、エイチ・エス証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2019年8月8日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、エイチ・エス証券株式会社は、福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,370円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2019年 9月4日(水) 至 2019年 9月9日(月)	100	未定 (注) 1.	エイチ・エス 証券株式会 社の本店及び全 国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2019年9月2日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. エイチ・エス証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 福岡証券取引所Q-Boardへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、エイチ・エス証券株式会社を主幹事会社として、福岡証券取引所Q-Boardへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である富田和久（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年8月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 30,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	2019年10月16日（水）

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2019年8月22日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2019年9月2日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2019年9月12日から2019年10月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である富田和久、当社株主である森崎高広、彌永玲子、富田美香、山本智弘、富田良彦、大原和司、富田良郎、宮地洋、松下幸史、前原俊介、廣渡愛子、山田一郎、吉富裕之その他31名（当社の役職員（執行役員を含む。）又は代表取締役社長の親族）の計45名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年3月9日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の株主である加賀電子株式会社、株式会社ユニリタ、日本アジア投資株式会社、山代ガス株式会社、株式会社ゼネラルアサヒ、イメージ情報開発株式会社、K&Pパートナーズ1号投資事業有限責任組合、株式会社E3、みやざき未来応援ファンド投資事業有限責任組合及び株式会社バリュー・アップは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（2019年12月10日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う証券会員制法人福岡証券取引所での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、ストックオプションの行使による新株式発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2019年8月8日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月		2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
売上高	(千円)	884,754	1,136,416	1,323,399	1,591,790	1,485,725
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△3,007	22,853	26,716	89,385	14,396
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△37,340	23,369	47,992	91,245	△87,318
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	46,000	46,000	99,000	99,000	99,000
発行済株式総数	(株)	4,736	4,736	5,796	1,159,200	1,159,200
純資産額	(千円)	△144,633	△121,264	32,728	123,973	36,655
総資産額	(千円)	553,099	559,709	661,439	705,826	848,878
1株当たり純資産額	(円)	△30,539.10	△25,604.76	5,646.73	106.95	31.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△7,884.34	4,934.34	10,036.09	78.71	△75.33
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	△26.1	△21.7	4.9	17.6	4.3
自己資本利益率	(%)	—	—	—	116.5	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロ ー	(千円)	—	—	—	158,958	171,211
投資活動によるキャッシュ・フロ ー	(千円)	—	—	—	△74,025	△25,638
財務活動によるキャッシュ・フロ ー	(千円)	—	—	—	△113,658	87,419
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	129,717	362,709
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	36 (—)	39 (—)	43 (—)	45 (—)	48 (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、第18期及び第22期は1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、第18期及び第22期は当期純損失を計上しているため、また、第19期及び第20期は期中平均の自己資本が負の数値となるため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

8. 第21期及び第22期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、海南監査法人の監査を受けております。
- なお、第18期、第19期及び第20期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、海南監査法人の監査を受けておりません。
9. 第18期、第19期及び第20期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 2017年6月4日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
11. 当社は、2017年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
- そこで、証券会員制法人福岡証券取引所の定める会員証券会社宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成20年5月12日付福証自規第20号）に基づき、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第18期、第19期及び第20期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、海南監査法人の監査を受けておりません。

	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
1株当たり純資産額 (円)	△152.70	△128.02	28.23	106.95	31.62
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円)	△39.42	24.67	50.18	78.71	△75.33
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年 月	事 項
1997年2月	資本金10,000千円 福岡市博多区比恵町7-12フェイズイン博多駅東901号室にて創業
1998年10月	Citrix社メタフレームの取扱を開始
1999年6月	社員増に伴い本社を福岡市博多区比恵町16-26へ移転
2001年10月	自社開発ソフト「デルパイ」を販売開始
2003年6月	社員増に伴い本社を福岡市博多区比恵町17-15へ移転
2004年4月	シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社と、シトリックス・ソリューション・アドバイザー/プラチナ契約を締結
2004年9月	自社開発ソフト「キトラス」を販売開始
2005年10月	東京都中央区築地に、東京オフィス設立
2006年12月	東京オフィスを東京都港区虎の門へ移転
2009年9月	東京オフィスを本社に集約し、本社を福岡市博多区東比恵三丁目3-24へ移転
2010年12月	代物弁済により特許権を取得し、エモーショナルシステム事業開始
2014年2月	シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社のCitrix Partner Award Japan 2013『Local King Award』を受賞
2014年11月	2014年4月～2014年9月度のVMwareパートナーエリアコンテスト 九州沖縄地区のエリア賞を受賞
2015年2月	シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社のCitrix Partner Award Japan 2014『Local King of the Year』2年連続受賞
2015年5月	泉陽興業株式会社と4D王販売の業務提携
2016年1月	VMwareパートナーエリアコンテストにて功績が認められ殿堂入り
2016年9月	加賀電子株式会社等への第三者割当増資により資本金を99,000千円に増資
2017年2月	シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社のCitrix Partner Award Japan 2016『Citrix Specialist of the Year』、『Best of Citrix Advisor Rewards/Net New Partner Sourced Award』をダブル受賞
2017年6月	従来品より運搬・設置・解体を簡易化した4D王ギャロップを投入
2018年2月	シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社のCitrix Partner Award Japan 2017『Best of Citrix Advisor Rewards/Net New Partner Sourced Award』を受賞
2018年7月	福岡市科学館クリエイティブスペースの企画展示作品を選ぶコンテストで4D王が大賞を受賞

3 【事業の内容】

当社の事業セグメントは、企業の基幹システムをクラウド化する「セキュアクラウドシステム事業」、特殊な映像技術を用いて空間を仮想化する「エモーショナルシステム事業」の2つのセグメントで構成されております。

(セキュアクラウドシステム事業)

セキュアクラウドシステム事業は、当社が創業間もない時期から取り組んでいる主力事業であります。

同事業は、目安として売上高100億円～500億円規模の中堅企業を主な顧客ターゲットとしております。同事業の属する国内クラウドサービス市場は、2018年度の市場全体の規模は約1兆9,422億円、2023年には4兆4,754億円まで拡大すると予測（出典：株式会社MM総研「2019年国内クラウドサービス需要動向調査」2019年6月11日）されている有望かつ潤沢なマーケットと言われております。

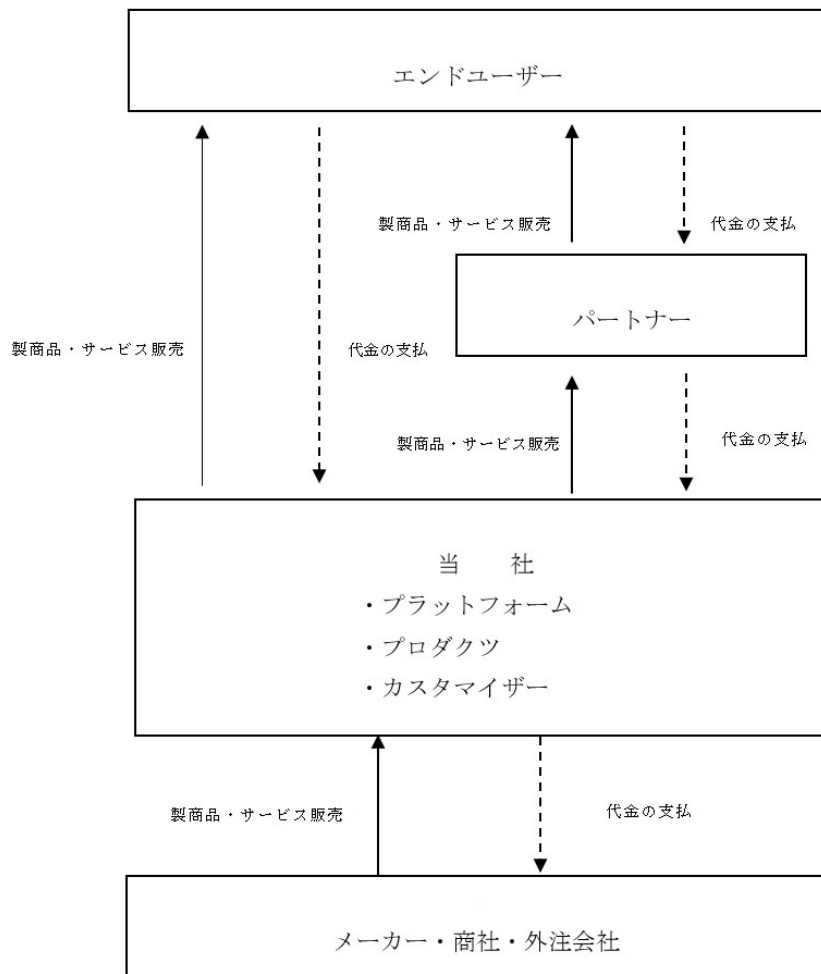
単一企業内で利用するクラウドをプライベートクラウドと呼び、当社は、企業、団体向けの「システムのプライベートクラウド化」を中心として事業を行っておりますが、2017年の国内プライベートクラウド市場は、前年比40.6%増の4,223億円、2022年の市場規模は2017年比4.9倍の2兆851億円になると予測（出典：IDC Japan株式会社「国内プライベートクラウド市場予測、2018年～2022年」2018年11月6日）されております。

当社は、プライベートクラウドを実現する主要なソフトウェア企業である、Citrix、VMware、Microsoftの製品群を熟知、これら各社の戦略を理解し、顧客企業にとって最適な選択を行うことを第一に考え、派生する多数のセキュリティ、ストレージ、サーバー等のハードウェア商品及び各種ソフトウェア商品を含めた総合的な提案を柔軟に行っております。

特に、シトリックス・システムズ・ジャパン社のスペシャリスト認定者が最も多い企業として『Citrix Specialist of the Year』を2017年に受賞、『Best of Citrix Advisor Rewards/Net New Partner Sourced Award』を2017年2018年の2年連続受賞する等、既に国内では主だった仮想化技術企業として評価を得ております。

セキュアクラウドシステム事業は、サーバーの仮想化や強固なセキュリティ環境の構築を行う「プラットフォーム」、仮想化環境に特化し、現場から発生するニーズを満たした機能を製品化して販売を行う「プロダクツ」、顧客が望む独自機能を満たすためのスクラッチ開発（手作り開発）を行う「カスタマイザー」の3つの区分で構成されており、プライベートクラウド構築だけでなく、企業システム全般を対象としたサービスを中堅企業向けに提供しております。

売上区分	概要
プラットフォーム	<p>システム仮想化業務（プライベートクラウド化～ハイブリッドクラウド化）にて活用する各種仮想化ソフトウェア（Citrix、VMware、Microsoft等）の導入コンサルティング、設計、実装、保守及びそれらに付随するハードウェア、ソフトウェア販売を行っております。</p> <p>コンサルティングにおいては、上記3社の仮想化ソフトウェア全てによるシステム構築が可能であることを強みとして、各社製品の特徴を生かした提案を行っております。</p> <p>特にCitrixについては、2004年4月から15年連続でシトリックス認定販売パートナーのトップカテゴリ（Citrix Solution Advisor Platinum）にリストされております。</p>
プロダクツ	<p>Citrix環境における印刷系諸問題を解決する「デルバイ」及び「キトラス」という製品が主力で、Citrixユーザー向けに10年以上売れ続けています。2014年には、食品製造業務向けの生産管理業務に特化した生産管理システムパッケージである「イートバイ」を開発し、市場投入しております。</p>
カスタマイザー	<p>業務ロジックのプログラミング及びデータベース化する業務で販売管理や在庫管理、物流管理等対象クライアントは多岐にわたっています。既存パッケージのカスタマイズは殆ど行わず、顧客ニーズと顧客状況に応じたシステムを手作りで構築できることが特徴となっております。</p>



(エモーショナルシステム事業)

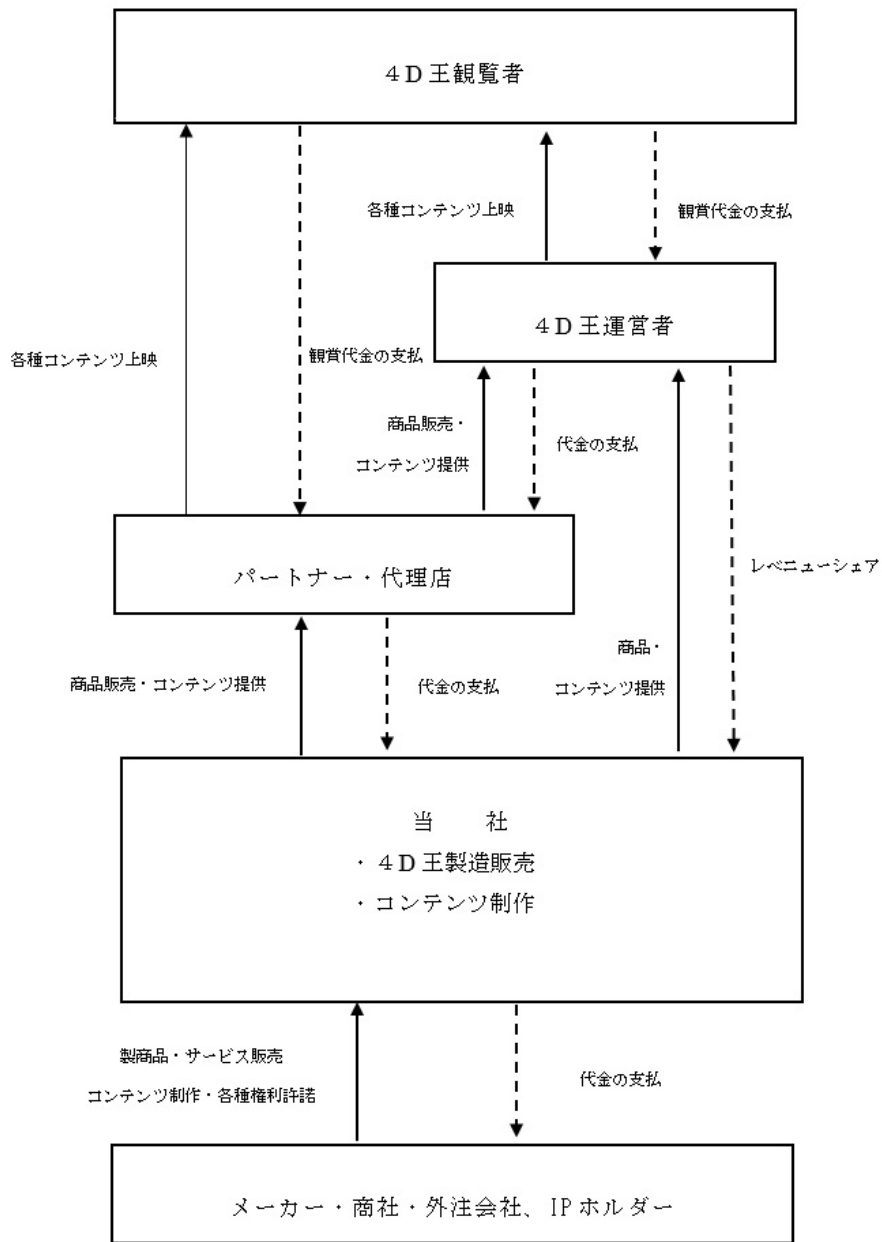
エモーショナルシステム事業は、VR (Virtual reality：仮想現実) シアター4D王の技術開発及び製造販売を中心に行っております。

4D王は特許 (特許第4166260号：立体映像の投影方法及び立体映像の投影装置) を取得しており、360度スクリーンに切れ目なく3D映像を投影する特許技術を基にした移設可能なミニシアターであります。円筒形のスクリーンの中に客席が設置され、スクリーンに囲まれた空間に映像が縦横無尽に飛び回り、観客を突き抜ける特殊効果と、映像に同期した立体音響、突風、地面の揺れによって、360度に展開するストーリーに観客を没入させる、独自のVR空間を作り上げる装置となっております。ヘッドマウントディスプレイ型のVRと異なり、軽量な3D眼鏡を使用することで仲間と感動を共有する、いわゆる「体験共有型VRシアター」と言えます。

2019年7月末現在、4D王の常設設置箇所は遊園地を中心として、国内17箇所、海外2箇所、計19箇所となっております。最近では、博物館や科学館で設置されるようになったほか、工場見学等産業系をはじめとした様々な用途に対応するシミュレーターとしての利用が検討されるなど、販売・設置先が遊園地系以外にも広がりつつあります。

また、4D王は、運搬や設置に時間と労力を要する常設型のシアターだけでなく、装置の運搬・設置・解体を簡易化し、これらの時間を大幅に短縮させた可搬型のシアターである4D王ギャロップも製品化されております。一定の平面箇所があれば設置可能なラインアップを大小にわたって取り揃えていることから、平面スクリーンと稼働椅子を使ったシアターと比較して、設置にあたって柔軟な対応が可能となっております。

その他、4D王において上映するコンテンツ制作も行っておりますが、有名なキャラクターを用いたコンテンツとして、2017年3月の「ウルトラマンゼロ Another Battle ～光と力～」を皮切りに、2017年8月には「頭文字D project VR -疾駆-」、2019年3月には「新幹線変形ロボ シンカリオン360° ザ・ムービー」をリリースしました。また、解像度が高い8k360度カメラで撮影した実写によるミュージックビデオや、各地の風景映像など、新たなコンテンツ制作にも取り組んでおります。



※レベニューシェアとは、当社提供機器等の対価として4D王運営者の売上の一部を一定割合で当社に支払ってもらうものです。

※ここでのIPは、Interlectual Property=知的財産のことを表しています。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
46	45.6	8.8	5,906,120

セグメントの名称	従業員数（人）
セキュアクラウドシステム事業	32
エモーショナルシステム事業	4
報告セグメント計	36
全社（共通）	10
合計	46

- (注) 1. 従業員数は、執行役員及び契約社員を含んでおります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与は、執行役員の役員報酬を含んでおりません。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

一般的な業務効率化を目的としたシステムは、手軽でリスクが少ない方法として汎用パッケージシステムをクラウド上で利用する形態に進んでいきます。一方、個々の企業における「競争力の源泉の一つ」である独自の経営ノウハウ、独自の技術、独自の文化（生産方法や営業手法、経営管理方法、顧客サービス手法等）をシステムとして組上げ、最新技術を咀嚼しながらシステムを構築し運用していくことは簡単ではありません。当社は、顧客企業の「競争力の源泉の一つ」となる顧客独自の情報システム構築を実現すること、そして、その道がたとえ困難であっても一歩踏み出す勇気を持つこと、をポリシーとし、以下の経営理念として定めております。

「勇者たらんと。」 小さな僕等が持ち得るものは、一人一人の知恵と勇気と諦めない強い心だけだ。
どんな時でも、「その一歩」が踏み出せるように。
勇者たらんと。

(2) 目標とする経営指標

当社は、持続的な成長と企業価値の拡大を図るため、「営業利益」を重要な経営指標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、2019年9月期からの3年間で「小さいが強い企業」への成長プロセスとしての3ヶ年と位置付け、事業のコアである仮想化技術をベースとしつつ、顧客企業のリアルなニーズに対応した高品質なIT技術を提供することで主力事業であるセキュアクラウドシステム事業の継続的な成長を目指しております。また、エモーショナルシステム事業においては、「体験共有型VRシアター」である4D王を市場に広めるため、販売パートナーの確保、および育成を行うとともに、販売力の強化を推進し、2つの事業が、中期的には収益面でお互いに補完しあうことで安定的な収益構造を構築してまいります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社のコア技術である仮想化技術をベースにしたクラウドシステムの進展とともに、セキュアクラウドシステム事業に対する需要は益々拡大傾向にあり、日本国内のプライベートクラウド市場においては、2017年の市場規模は前年比40.6%増の4,223億円となり、2022年には2兆851億円になると予測されております。（出典：IDC Japan株式会社「国内プライベートクラウド市場予測、2018年～2022年」2018年11月6日）

また、エモーショナルシステム事業においては、BtoBtoC分野が顧客ターゲットであり、セキュアクラウドシステム事業とは異なる需要を喚起することができます。頭に装着するタイプのいわゆるヘッドマウントディスプレイ型のVRとは異なり、軽い3D眼鏡を装着するだけで、一度に16名～100名が同時に視聴・体験・感動を共有できる独自のVRシアターとしての特徴が評価されています。

このような環境下において、当社は、主力のセキュアクラウドシステム事業においては、今後の市場環境や技術革新に対して積極的にキャッチアップし、継続的な成長を目指すとともに、新分野開拓を戦略としたエモーショナルシステム事業の推進により、中長期的には両事業が収益面でお互いに補完しあいながら安定的な収益構造を構築すべく、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

①優秀な人材の確保

今後暫くは、企業や自治体システムのクラウド化の進展は拡大の一途と予想され、単純なクラウド化から、より複雑で難易度の高い技術が求められております。また、国策としての働き方改革実現のポイントはクラウド技術の活用であり、それらの動きも相まって、クラウド化に対する長年の経験と高い知見を持つ当社のセキュアクラウドシステム事業への期待はますます高まるものと考えられます。その旺盛な企業ニーズに対応するためには優秀な技術者と営業担当が必要であり、教育投資と並行した人材確保が鍵となりますので、中途採用、新卒採用に関わらず、積極的な人材獲得活動を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。

②企業の基幹システムのクラウド化に係る障害対応技術への取り組み

企業の基幹システムのクラウド化に伴う最も重大なリスクは、通信回線障害時にすべてのシステムが利用不可能となってしまうことです。また、パブリッククラウド業者を利用した場合は、業者が保有する機器障害等によって、ユーザーは利用不可能となります。それを回避するためには、オン・プレミス（自社構内設置）とクラウドをハイブリッドで利用可能なシステム構成が必要とされます。そのため、当社は、最小のコストでこの構成を構築するための技術要素を幅広く検証し、ノウハウの習得に努めてまいります。

③サブスクリプション型（月額徴収型）サービス普及への対処

当社は、プライベートクラウド構築を得意とする会社ではありますが、現在拡大傾向にあるサブスクリプション型（月額徴収型）サービスを利用したシステム構築についても、顧客のニーズに合わせて採用できる体制を整えてまいります。

④ロイヤルカスタマーの獲得のための営業力の強化

自社システムの進展に応じた様々なご相談を当社に継続して行っていただけるロイヤルカスタマーの数を増加させることが、当社の安定的成長に欠かせない経営課題であるため、ロイヤルカスタマー増加に対する営業力の強化に努めてまいります。

⑤4D王の新分野への展開

エモーショナルシステム事業においては、2018年9月期から事業の見直しを行い、再構築の途上にあります。遊園地系以外の分野への特殊3D映像によるVRメディアとしての市場の開拓と、科学館、博物館、防災施設、観光施設、シネコン、製造業の工場見学ルート、あるいは海外への展開を担う、分野別の販売代理店の確保及び育成に努めてまいります。

⑥財務体質の強化

当社は、金融機関からの借入金の割合が株主資本に対して高い比率となっております。今後は運転資金拡大に加え開発及び設備投資のための資金の確保も必要であることから、有利子負債とのバランスを勘案しつつ自己資本の拡充に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

以下には、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、事業上のリスクとして具体化する可能性は必ずしも高くないと見られる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生の際の対応に努力する方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項目以外の記載内容もあわせて以下の記載事項を慎重に検討の上、行われる必要があると考えられます。

なお、以下の本項記載の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、当社の事業又は本株式への投資に関するリスクをすべて網羅するものではありません。

(1) セキュアクラウドシステム事業遂行上のリスク

①業界の動向について

当社の属する情報通信サービス産業は、ネットワーク化の進む今日の社会においては必要不可欠なものとなっており、近年では、情報漏洩問題対策や個人情報保護法対策としてのセキュリティ強化、モバイル端末やテレワークでの業務システム利用などを目的として、クラウド環境構築技術が活用されています。

これらの社会情勢を背景に、今後の当業界は更なる発展を遂げると考えておりますが、企業のシステム投資に対する姿勢の変化や、今後当社の予測に反して相応の市場拡大を遂げない場合は、当社の事業運営及び業績に影響を与える可能性があります。

②技術革新について

当社の属する情報通信サービス産業においては、技術革新の進捗が早く、それに応じて業界標準及び利用者ニーズが急速に変化します。当社はかねてより技術革新及び顧客ニーズの変化に対応すべく、積極的に最新の情報収集、技術の蓄積等を行っております。しかしながら、当社の対応力を上回る急激な技術革新が生じた場合、或いは当社が想定していない新技術が普及した場合、当社取扱製品やサービスの陳腐化・競争力の低下を引き起こし、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社とのパートナー契約について

シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社（本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート西館 23F）は米国市場NASDAQに上場しているCitrix Systems, Inc. 社の連結決算対象法人です。

Citrix Systems, Inc. 社が提供するソリューションは2017年度に年間売上高28億2千万ドルに達しており、アメリカFortune誌が監修するFortune100企業の99%及びFortune500企業の98%を含む40万社の企業や組織に採用されています。

当社は、2004年4月にシトリックス・システムズ・ジャパン株式会社とシトリックス・ソリューション・アドバイザー/プラチナ契約（コンサルタントまたはリセラーとして、Citrix製品の販売に関する専門知識、サービスの提供、顧客の教育、技術的な実装とサポートを提供するパートナー契約の最上位レベル）を締結して以来、同社のパートナー企業としてCitrix製品を活用したプライベートクラウド構築に注力しておりますが、その結果として、当社におけるCitrix関連ビジネスがセキュアクラウドシステム事業売上上に占める割合は2018年9月期で約37%となっております。従って、同社並びに同社製品の市場における訴求力が大きく低下した場合や、同社とのパートナー契約が更新できなかった場合等には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④他社ソフトウェアの活用について

当社のセキュアクラウドシステム事業は、多数のプラットフォーム案件においてCitrix Systems, Inc. 社のソフトウェアを活用した事業となっております。これは、日本進出前であった同社のメタフレーム（現VirtualApps）を当社が1998年10月より取り扱ってきた経験及び実績により、同社ソフトウェアを利用した仮想化システム構築のノウハウを当社が積み上げてきた結果であります。現在当社では、顧客ニーズに幅広く対応することを目的として、同社以外の複数社のソフトウェアを取り扱うことで、活用ソフトウェアの多様化を図っており、これらのソフトウェアを利用した仮想化システム構築実績も多数あります。しかしながら、当社が何らかの理由でCitrix Systems, Inc. 社のソフトウェアを利用できなくなった場合には、当社がこれまで培ってきたノウハウを活用できなくなることに伴う競争力の低下により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤競合の状況について

当社の属する情報通信サービス産業においては、技術革新とともに既存技術の陳腐化が早いため、他社との差別化を図るためには高い付加価値をもった製品・サービスが求められます。

競合先が多数存在する中、プライベートクラウド構築技術・セキュリティネットワーク構築技術においては、長年クラウド構築に特化した事業を行ってきた当社ならではの、独自に蓄積した実装・コンサルティング能力、ノウハウ

や実績において他社に対し優位性を有していると考えておりますが、競合先の技術力等の向上により当社の競争力が大きく低下した場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑥プロジェクトの検収時期の変動あるいは収支の悪化について

当社では、顧客の検収に基づき売上を計上しております。そのため、当社はプロジェクトごとの進捗を管理し、計画どおりに売上及び利益の計上ができるように努めておりますが、プロジェクトの進捗如何では、検収時期が変更されることもあります。この場合、顧客の検収時期によっては、売上計上が事業年度を前後することで当社の売上計上時期が変動し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、プロジェクトは、想定される工数を基に見積もりを作成し受注をしております。そのため、当社は顧客との認識のズレや想定工数が大幅に乖離することがないように、工数の算定をしておりますが、この算定業務の大半が顧客企業とのヒアリング等で把握したデータの内容に依存する事から、完全に事前に工数や成果を見込むことは困難であります。そのため見積もり作成時に想定されなかった不測の事態等により、工数が増加し、プロジェクトの収支が悪化する場合があります、特にそれが大規模なプロジェクトの場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑦外注管理体制について

当社が事業展開する上で、顧客の業務分析及びシステム設計からシステムの開発（プログラミング）までを一括して行っており、その一部については協力会社への外注を活用しております。当社が事業を更に推進して利益を計上するためには、システム開発を含む大規模案件の受注数を増加させることが一つの方策として考えられますが、そのためには、有用な外注先企業の確かな選定と安定的な活用が必要となります。

現在の外注管理体制としては、当社製造部門のプロジェクトマネージャーによる外注管理のもと、確かな外注先の選定を行うことができておりますが、今後外注先の選定が予定通りに進まない場合や管理体制が十分に機能しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑧顧客の機密情報管理体制について

当社は、事業を遂行する上で顧客情報の取扱いをしており、当該情報中には顧客の営業上・技術上の機密情報や個人情報（以下「機密情報等」といいます）が含まれております。当社では、機密情報等を適切に保護・管理することが重要であると認識しており、情報管理体制の整備及び従業員教育等を通じて、当社内部からの情報漏洩防止及び社外からの不正アクセス防止等に対して必要なセキュリティを施しております。また、外注先に対しても当社と同等の対策を求めており、過去に機密情報等の漏洩が起こった事実は認識しておらず、これらに起因するクレームや損害賠償請求を受けた事実もありません。しかしながら、万一、当社から機密情報等が外部に流出する事態が生じた場合には、顧客からの信用や社会的信用を喪失し、当社に対する損害賠償請求、その他責任の追及により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) エモーショナルシステム事業遂行上のリスク

①エモーショナルシステム事業について

VR (Virtual Reality : 仮想現実) やAR (Augmented Reality : 拡張現実) 関連技術は、今後も技術革新が広がることを見込まれますが、当社のエモーショナルシステム事業は、本格的な事業の開始以降、未だ営業損益では赤字の状態が継続しております。しかしながら、同事業は、セキュアクラウドシステム事業に概ね特化したプライベートクラウドシステム構築会社である当社が、VRという別事業を内包することで、中長期的にセキュアクラウドシステム事業と互いに補完し合う関係を構築して収益構造を安定化させること、また、今後における当社企業価値向上に寄与することを期待している事業であります。

同事業については、今後、新たな市場をさらに開拓することで早期の黒字化を目指す方針であります。同事業の技術の源泉となるVR/AR業界では技術革新が急速で、当社の技術が業界の技術革新に追いつかない場合や当社のコンテンツを含む4D王が一般消費者の支持を得られない場合には、同事業の事業進捗が遅れることにより、当社全体の業績向上が遅れる可能性があります。また、新技術等への対応のための開発投資やコンテンツ償却費等の支出が拡大した場合には、採算悪化による収益性の低下を招くとともに、事業継続の検討が必要になるなど、当社の事業及び業績・財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②4D王の売上時期の変動について

当社では、4D王の販売において顧客の動作確認による検収に基づき売上を計上しております。そのため、当社は4D王個別のプロジェクト進捗を管理し、計画どおりに売上及び利益の計上ができるように努めておりますが、進捗如何では、検収時期が変更されることもあります。この場合、顧客の検収時期によっては、売上計上が事業年度を前後することで当社の売上計上時期が変動し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

③資産評価リスクについて

エモーショナルシステム事業では、「4D王」として主にスクリーン等の本体設備および上映コンテンツを提供しておりますが、本体設備は棚卸資産もしくは有形固定資産として、上映コンテンツは無形固定資産として計上しております。棚卸資産としての本体設備は収益性の低下に基づく簿価切下げを実施すること、また、有形固定資産としての本体設備および無形固定資産としての上映コンテンツについては、採算性の悪化等に伴う減損処理を適用することで、業績に影響を与える可能性があります。

(3) 全社のリスク

①当社製品・サービスの不具合等による影響について

当社が提供する製品・サービスにおいては、納品前に十分な品質管理を行い、不具合（誤作動・バグ・検収遅延等）の発生を未然に防ぐ方策を図っております。しかし、万一、当該製品・サービスにおいて、当社に責務のある原因で不具合が生じた場合、無償対応や損害賠償責任の発生、顧客からの当社に対する信頼を喪失すること等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

②システム障害の影響について

当社は、コンピュータシステムのバックアップにより安定的なシステム運用、災害対策を行っておりますが、地震や水害等の大規模広域災害、火災等の地域災害等予測不可能な事由によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③人材の確保について

当社の継続的な発展及び急速な技術革新に対応して、競争力のある製品及びサービスの提供を行っていくためには、優秀な人材の確保が不可欠となります。現時点では優秀な人材の採用、社内でのノウハウの共有等による人材教育により必要な人材は確保しております。更なる事業の拡大にともない、積極的に優秀な人材を確保し、育成の強化を図る方針であります。当社の希求する人材が十分に確保できない場合、又は、現在在職中の人材が流出するような場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④特定の人物への依存について

当社代表取締役社長で創業者でもある富田和久は、当社設立以来代表取締役社長を務め、豊かな知識、経験を基に、経営に関わる者として当社の経営方針や経営戦略・事業戦略の決定をはじめ、当社にとって重要な役割を果たしております。また、富田和久は当社の筆頭株主として本書提出日現在当社株式を201,000株（発行済株式総数の17.3%）所有しております。

現状において富田和久が不測な事態を含め当社業務より離脱することは想定しておりませんが、同氏へ依存しない経営体制を整備するとともに、各分野での人材登用・育成を強化しています。未だ同氏への依存の度合いが高いと思われる、何らかの理由により同氏が現在の役割を遂行できなくなった場合や退職をした場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤知的財産権について

当社は、事業展開する上で、技術・ノウハウ・知的財産権等は重要な位置を占めるため、特許権の取得による保護を図るとともに、これらの保全管理については細心の注意を払っており、また同様に、他社の知的財産権の侵害をすることのない様、リスク管理に取り組んでおります。

現在、当社が保有している知的財産権を侵害されている、あるいは、第三者から当社が権利侵害をしている旨の通知等を受領した事実はありませんが、今後、当該事実が生じる可能性は否定できません。この場合、第三者より知的財産権の使用料請求、損害賠償請求及び差止請求が発生する可能性があり、当社の信用低下及びブランドの毀損等により、当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

⑥法的規制について

当社の事業運営において、現在、直接的な法的規制は存在しないと認識しておりますが、今後新たな法令等の制定や既存法令の解釈の変更等が行われる可能性があり、こうした場合に対応して、製品・サービス内容の変更や新たなコストが発生すること等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑦小規模組織であることについて

当社は、2019年7月31日において、取締役5人、監査役4人、執行役員及び従業員46人（うち管理部門10人）と小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び事業内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び執行体制の一層の充実

を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑧配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付けております。しかしながら、当社は、現在のところ成長過程にあると考えており、経営体質の強化及び将来の事業展開のための内部留保の充実に重点を置く必要があると考えており、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

⑨新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員等に対するインセンティブを目的として新株予約権を発行しております。これらの新株予約権による潜在株式数は本書提出日現在282,200株であり、発行済株式総数1,159,200株の24.3%に相当しており、将来的にこれらの新株予約権が行使された場合には、当社一株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。なお、新株予約権の詳細は、後記「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

⑩税務上の繰越欠損金について

当社には、第22期事業年度末において税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の業績が順調に推移することで繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑪資金使途に関するリスク

当社の公募増資による調達資金の使途については、人材採用費及び社内システム整備等に充当する予定です。しかしながら、外部環境等の影響により、目論見どおりに事業計画が進展せず、調達資金が上記の予定通りに使用されない可能性があります。また予定どおりに使用された場合でも、想定どおりの効果を上げることができず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫有利子負債への依存と金利変動の影響について

当社は、長期の運転資金やコンテンツ開発資金を金融機関からの借り入れに依存しており、2018年9月末における有利子負債残高は369,460千円、総資産額は848,878千円であり、有利子負債依存度は43.5%となっております。なお、有利子負債残高は長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）の合計額です。当面、金融当局の巧みなかじ取りによりわが国の長短の金利は低水準を維持すると予測しておりますが、その動向次第で当社の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

⑬ロックアップについて

当社の株主のうち、当社の役職員（執行役員を含む。）及び代表取締役社長の親族は、上場日（当日を含む。）後180日目までの期間のロックアップの合意を行っております。この対象となる株式は、本書提出日現在、顕在株436,600株及び潜在株256,000株であります（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株式を貸し渡すこと等は除くとしており、その除かれる株式数は顕在株90,000株であることから、本書提出日現在の顕在株のロックアップ株式数は346,600株となります。）。

また、当社の株主のうち、加賀電子株式会社、株式会社ユニタ、日本アジア投資株式会社、山代ガス株式会社、株式会社ゼネラルアサヒ、イメージ情報開発株式会社、K&Pパートナーズ1号投資事業有限責任組合、株式会社E3、みやざき未来応援ファンド投資事業有限責任組合及び株式会社バリュー・アップは、上場日（当日を含む。）後90日目までの期間のロックアップの合意を行っております（ただし、当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う証券会員制法人福岡証券取引所での売却等を除く。）。この対象となる株式は、本書提出日現在、顕在株380,000株であります。

上記のそれぞれのロックアップは、主幹事会社の事前の書面による同意により解除されることがあります。また、それぞれのロックアップ期間後又はロックアップ解除後に、上記の株主がその保有株式を一斉に売却することにより、短期的に需給バランスが悪化し、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

第22期事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

(資産)

当事業年度末の資産の部は、前事業年度末に比べて143,052千円増加し、848,878千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加（前事業年度末に比べて233,593千円の増加）、ソフトウェアの減少（前事業年度末に比べて96,751千円の減少）、売掛金の増加（前事業年度末に比べて38,213千円の増加）等によるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債の部は、前事業年度末に比べて230,370千円増加し、812,223千円となりました。これは主に、買掛金の増加（前事業年度末に比べて153,624千円の増加）、長期借入金の増加（前事業年度末に比べて89,595千円の増加）、未払消費税等の減少（前事業年度末に比べて9,628千円の減少）によるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産の部は、前事業年度末に比べて87,318千円減少し、36,655千円となりました。これは、当期純損失87,318千円を計上したことによるものであります。

第23期第3四半期累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

(資産)

当第3四半期会計期間末の資産の部は、前事業年度末に比べて181,244千円減少し、667,634千円となりました。これは主に、売掛金の減少（前事業年度末に比べて251,422千円の減少）、現金及び預金の減少（前事業年度末に比べて74,971千円の減少）、受取手形の増加（前事業年度末に比べて44,876千円の増加）等によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末の負債の部は、前事業年度末に比べて303,657千円減少し、508,565千円となりました。これは主に、買掛金の減少（前事業年度末に比べて256,549千円の減少）、長期借入金の減少（前事業年度末に比べて78,277千円の減少）、未払費用の減少（前事業年度末に比べて15,646千円の減少）によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産の部は、前事業年度末に比べて122,413千円増加し、159,068千円となりました。これは、四半期純利益122,413千円を計上したことによる利益剰余金の増加によるものであります。

②経営成績の状況

第22期事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績と雇用・所得環境の改善による消費の持ち直し、また設備投資も底堅い動きを見せるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外においては、米国の保護主義的な通商政策による貿易摩擦激化への懸念や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意が必要な状況にあります。

当社の属する情報通信業界も、良好な事業環境が続きました。企業のIT投資は、好調な企業業績を背景に拡大し、政府が主導する働き方改革と雇用状況改善による人手不足が、業務効率化のシステム需要を押し上げ、また、個人情報の流出や仮想通貨の流出事故等が発生したことにより、サイバーセキュリティ対策強化の機運を高めましたし、AIやIoT、RPAなどの新しいビジネスに必要なIT技術も広がりを見せています。

このような環境下、当社は主力事業であるセキュアクラウドシステム事業の受注活動の強化、さらなる採算性の重視、品質の向上に努めるとともにエモーショナルシステム事業の立て直しに取り組みましたが、セキュアクラウドシステム事業が過去最高の売上高を計上する一方で、エモーショナルシステム事業は不振を脱するまでには至りませんでした。

その結果、当事業年度における売上高は1,485,725千円（前事業年度比6.7%減）、営業利益は24,315千円（前事業年度比76.9%減）、経常利益は14,396千円（前事業年度比83.9%減）、当期純損失は減損損失98,716千円が発生したことにより87,318千円（前事業年度は91,245千円の当期純利益）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(セキュアクラウドシステム事業)

セキュアクラウドシステム事業は、期末に高付加価値の大型仮想化案件が実現したことなどからソフト・ハード販売、コンサルティング&実装サービスを中心にプラットフォーム分野が好調に伸び、過去最高の利益を更新することができました。

これらの結果、セキュアクラウドシステム事業の売上高は、1,466,179千円(前事業年度比4.2%増)、セグメント利益は303,322千円(前事業年度比16.6%増)となりました。

(エモーショナルシステム事業)

エモーショナルシステム事業は、4D王販売案件の受注遅延により当事業年度の4D王販売実績台数を伸ばすに至りませんでした。このような状況を踏まえて期中に、新市場・新分野の開拓、新たな代理店獲得により販路を拡充させ更なる可能性を引き出す営業戦略への転換を行いました。当事業年度内の販売実現には至らなかったものの、翌期以降の受注残高の確保と新たな販路を開拓しております。

これらの結果、エモーショナルシステム事業の売上高は、19,546千円(前事業年度比89.5%減)、セグメント損失は122,699千円(前事業年度はセグメント損失5,342千円)となりました。なお、前期と比較して大幅なセグメント損失を計上したことにより、当事業グループの固定資産については減損損失98,716千円を計上しております。

なお、全社営業利益は、各セグメントの営業損益の合計から、報告セグメントに分配していない全社費用156,307千円を差し引いた数値となっております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

第23期第3四半期累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、全体として緩やかな回復基調で推移しました。雇用情勢や所得環境は改善が続きました。通商問題等の影響もあって輸出や生産には弱さが見られましたが、個人消費は持ち直し、企業収益は高い水準で底堅く推移しました。

当社の属する情報通信業界は、ソフトウェア投資の拡大局面が継続するなど良好な事業環境が続きました。とりわけ、2020年1月に迫るWindows 7 / Windows Server 2008 サポート終了に伴うクラウド化・仮想デスクトップの導入需要、全国的な人手不足や政府が推進する働き方改革に対処する業務効率化のシステム需要、消費税増税と軽減税率制度対応のシステム需要、巧妙化するサイバーセキュリティリスクへの対応需要などが企業のIT投資需要を加速しています。

このような環境の下、当社は主力事業であるセキュアクラウドシステム事業の収益性拡大と顧客満足の上昇を図るため大口パートナーとの関係強化と中堅企業顧客の開拓に努めるとともに、エモーショナルシステム事業の再構築に向け4D王販売の強化、代理店ネットワークの増強に注力しました。

その結果、当第3四半期累計期間における売上高は1,222,796千円、営業利益は121,902千円、経常利益は112,527千円、四半期純利益は122,413千円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(セキュアクラウドシステム事業)

セキュアクラウドシステム事業は企業の旺盛なIT投資需要を背景に順調に推移しました。中でもプラットフォーム分野は技術者の強化・育成を図り大口パートナーとの関係強化に努めたことによりCitrix製品販売が大幅増となったほか、中堅企業の旺盛なクラウド基盤刷新需要のキャッチアップによって中堅企業顧客数を拡大しました。

これらの結果、セキュアクラウドシステム事業の売上高は、1,114,386千円、セグメント利益は256,993千円となりました。

(エモーショナルシステム事業)

エモーショナルシステム事業は中心戦略製品である4D王の新規販売が好転し、リプレース販売も計画通りに進捗しました。前年(2018年7月15日)、福岡市科学館の「クリエイティブスペースプロデュースコンテスト」で大賞を受賞したことを契機に、全国の博物館・科学館などの文化施設を新たな市場と位置づけて営業力強化を図り、代理店ネットワークの強化に注力しました。

これらの結果、エモーショナルシステム事業の売上高は、108,410千円、セグメント利益は12,796千円となりました。

なお、全社営業利益は、各セグメントの営業損益の合計から、報告セグメントに分配していない全社費用147,887千円を差し引いた数値となっております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

③キャッシュ・フローの状況

第22期事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高（以下、資金という。）は、前事業年度末に比べ232,992千円増加し、362,709千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により増加した資金は171,211千円となりました。これは主に、減損損失の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は25,638千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出が生じたためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は87,419千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入が生じたためであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度の実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	前年同期比 (%)
セキュアクラウドシステム事業 (千円)	213,452	100.3
エモーショナルシステム事業 (千円)	3,048	277.5
合計 (千円)	216,501	101.2

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当事業年度の実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
セキュアクラウドシステム事業	1,490,636	114.5	175,159	116.2
エモーショナルシステム事業	27,031	23.8	7,900	1,905.5
合計	1,517,668	107.2	183,059	121.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当事業年度の実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)			前年同期比 (%)
	製商品	サービス	セグメント合計	
セキュアクラウドシステム事業 (千円)	1,001,327	464,852	1,466,179	104.2
エモーショナルシステム事業 (千円)	3,564	15,982	19,546	10.5
合計 (千円)	1,004,891	480,834	1,485,725	93.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

②経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境をはじめとした様々なリスクが存在していることを認識しております。当社が属する情報通信業界においては、技術革新のスピードが早いため、業界動向や環境変化等を把握しながら技術を堅実に積み重ねることで、高品質なサービスを提供し続けることができるよう対応してまいります。

③経営者の問題意識と今後の方針

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した様々な課題を適切に対処することが必要であると認識しております。常に業界動向等の変化を捉えながら既存事業であるセキュアクラウドシステム事業、ならびにエモーショナルシステム事業双方の事業基盤の強化に努めるとともに、優秀な人材の確保をはじめとした内部管理体制の充実を図ることで、持続的な成長、および効率的な事業運営を実現させる所存であります。

④当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度における経営成績は、売上高は、全体として1,485,725千円(前事業年度比6.7%減)と小幅減収となりました。営業利益は24,315千円(前事業年度比76.9%減)、経常利益は14,396千円(前事業年度比83.9%減)、当期純損失は減損損失98,716千円が発生したことにより87,318千円(前事業年度は91,245千円の当期純利益)となりました。

当社の主力事業であるセキュアクラウドシステム事業での上半期の低調が響き、第4四半期の7月までは営業赤字状態が継続しておりましたが、8月、9月に高付加価値の大型仮想化案件が実現したことなどからソフト・ハード販売、コンサルティング&実装サービスを中心にプラットフォーム分野の急速な挽回により、セキュアクラウドシステム事業においては、1,466,179千円(前事業年度比4.2%増)と前事業年度を超える売上高を実現し、セグメント利益は303,322千円(前事業年度比16.6%増)となり過去最高の利益となりました。当事業においては、優秀な人材の確保と取引先の拡大に注力することで、継続的な成長を目指してまいります。

一方、エモーショナルシステム事業については、4D王販売見込み案件の受注遅延により当事業年度の4D王販売を実現できず、売上高19,546千円(前事業年度比89.5%減)、セグメント損失は122,699千円(前事業年度はセグメント損失5,342千円)となりました。また、前事業年度と比較して大幅なセグメント損失を計上したことにより、当事業グループの固定資産については減損損失98,716千円を計上しております。当事業においては、これまでの販売実績の中心であった遊園地系の市場だけではなく、博物館、科学館、または工場見学といった新市場・新分野の開拓に注力し、早期の黒字化を目指してまいります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、運転資金の確保は自己資金及び金融機関からの借入により、将来の収益拡大を目的とした設備投資のために必要な資金の確保は、長期借入金等による資金調達を検討する方針であります。

4 【経営上の重要な契約等】

相手先名称	契約の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社	シトリックス・ソリューション・アドバイザー/プラチナ契約	2004年4月1日	コンサルタントまたはリセラーとして、Citrix製品の販売に関する専門知識、サービスの提供、顧客の教育、技術的な実装とサポートを提供するパートナー契約。 プラチナ (PLATINUM) 、ゴールド (GOLD) 、シルバー (SIVER) のランクがあり、プラチナ (PLATINUM) は最高ランク。	2019年1月1日から 2019年12月31日 (注) 1
泉陽興業株式会社	業務提携書	2017年8月10日	レジャー施設(遊園地、テーマパーク、動物園、水族館、植物園、サービスエリアその他公園等これに類する施設)について独占的に4D王を販売する契約。	2017年8月10日から 2027年8月9日 (注) 2

(注) 1. 資格者数等の諸条件を満たすことで、翌年の更新が可能となります。

2. 期間満了の3ヶ月前までに変更解除等の申し出のない場合は、自動的に5年間延長されます。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第22期事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当事業年度に実施した設備投資の金額は11,888千円で、その主な内訳はエモーショナルシステム事業のデモ機等4D王投影用機器11,303千円で、内7,930千円は所有目的の変更により棚卸資産から固定資産に振替を行ったものです。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第23期第3四半期累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

当第3四半期累計期間に実施した設備投資の金額は4,096千円で、その内訳はエモーショナルシステム事業の4D王高解像度化のための高解像度プロジェクター4,096千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2018年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円) (面積㎡)	土地 (千円) (面積㎡)	構築物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (福岡市博多区)	全社共通	本社事務所	— (499.56)	— (432.90)	569	6,267	6,836	48
社外 (注) 4 (東京都千代田区)	エモーショナルシ ステム事業	4D王デモ機	—	—	—	7,398	7,398	—

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 建物及び土地は賃借しております。年間賃借料は14,160千円であります。なお、賃借している建物及び土地の面積は()で外書きしております。

4. 当社デモ機を田中電気株式会社ショールーム（東京都千代田区）内に設置しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2019年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予 定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (福岡市博多 区)	全社 (共通)	サーバ・ストレ ージ・ネットワ ーク機器及びソ フトウェア等	15,000	—	増資資 金	2020年 4月	2021年 9月	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,636,800
計	4,636,800

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,159,200	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,159,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権	
決議年月日	2002年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 17 当社役員知人 20(注) 1
新株予約権の数(個)※	497(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 99,400(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	150(注) 3
新株予約権の行使期間 ※	自 2003年4月1日 至 2021年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 150 資本組入額 75
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日(2018年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年7月31日)において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員5名、当社役員知人25名、元当社役員1名、元当社従業員5名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式の分割又は併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式の分割又は併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその払込をすべき金額を調整します。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

調整後払込価額 = 調整前払込価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

4. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)のうち当社の取締役又は従業員である者は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であること。

2) 権利行使期間中に新株予約権者が死亡した場合は、法定相続人1人に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。

3) 1個の本新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。

1) 新株予約権者が行使条件により本新株予約権を行使できなくなったとき。

2) 本新株予約権を行使することができる期間の最終日を経過したとき。

3) 本新株予約権者が会社に対して書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨の意思表示をなしたとき。

4) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき。

5) 当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転に関する事項が株主総会で承認されたとき

第4回新株予約権	
決議年月日	2017年1月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 44（注）1
新株予約権の数（個）※	914
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 182,800（注）2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	504（注）4
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年1月14日 至 2026年12月27日 （注）5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 504 資本組入額 252
新株予約権の行使の条件 ※	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2018年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年7月31日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社従業員36名、元当社従業員8名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

3. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行います。

4. 本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

（1）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が、①時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は②時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所にお

ける当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とします。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなします。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 前項②に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除きます。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行います。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、(1) (2)に基づく調整は行われぬものとします。
5. 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とします。
6. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。また、本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は未行使の本新株予約権を相続するものとします。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
7. 当社は、以下の各項に基づき本新株予約権を取得することができます。当社は、以下の各項に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとします。また、当社は以下の各項に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができます。
- ・当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員
 - ・当社又は当社の子会社の使用人
- (4) 権利者が当社又は当社の子会社の取締役若しくは執行役員又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができます。
- ・権利者が自己に適用される当社又は当社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
 - ・権利者が取締役としての善管注意義務、忠実義務等当社又は当社の子会社に対する義務に違反した場合。
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができます。
- ・権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - ・権利者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社の子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- ・権利者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
 - ・権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - ・権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - ・権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
 - ・権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (6) 当社は権利者が死亡した場合において相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができます。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2016年9月15日 (注) 1.	1,060	5,796	53,000	99,000	53,000	99,000
2017年6月4日 (注) 2.	1,153,404	1,159,200	—	99,000	—	99,000

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 加賀電子㈱、㈱ユニリタ、J A I C-ブリッジ3号投資事業有限責任組合、㈱E3
みやざき未来応援ファンド投資事業有限責任組合、㈱バリュー・アップ

1,060株

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

2. 2017年5月10日開催の取締役会決議により、2017年6月4日付で普通株式1株を200株とする株式分割を行
っております。これにより発行済株式総数は1,153,404株増加し、1,159,200株となっております。

(4) 【所有者別状況】

2019年7月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	13	—	1	116	130	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,186	—	8	7,398	11,592	—
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	36.11	—	0.07	63.82	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,159,200	11,592	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,159,200	—	—
総株主の議決権	—	11,592	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付けておりますが、同時に経営体質の強化及び将来の事業展開のための内部留保の充実に重点を置く必要があると考えており、当面の間は利益配当を実施しない方針です。

将来的には、財政状態を勘案し、株主への還元も検討していく方針ではありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

なお、剰余金の配当については期末配当の年1回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また当社は、「取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる」旨を定款に定めており、中間配当の決定機関は取締役会となっております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	富田 和久	1963年 7月17日生	1986年4月 野村コンピュータシステム株式会社(現株式会社 野村総合研究所)入社 1992年1月 株式会社シティアスコム入社 1997年2月 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注) 1	201,000
取締役	製造本部長	森崎 高広	1968年 1月2日生	1990年4月 株式会社日立製作所入社 1995年2月 株式会社シティアスコム入社 1997年7月 当社取締役 2005年12月 取締役退任 2006年1月 執行役員経営企画部長 2011年11月 取締役経営企画部長 2015年10月 取締役製造本部長(現任)	(注) 1	62,000
取締役	管理本部長	彌永 玲子	1969年 8月15日生	1992年4月 株式会社オービック入社 2001年1月 当社入社 2003年10月 経理部長 2006年1月 執行役員管理本部長 兼 経理部長 2007年12月 取締役管理本部長 兼 経理部長 2018年10月 取締役管理本部長(現任)	(注) 1	55,000
取締役	-	枇杷木 秀範	1950年 11月18日生	1974年4月 三洋証券株式会社入社 1999年10月 三洋信販株式会社常務執行役員 2001年7月 株式会社エージーカード 顧問 2003年5月 株式会社昂 専務取締役 2007年3月 株式会社インベスト 取締役 2008年2月 株式会社グランディーズ 経営企画室長 2008年3月 同社 取締役管理部門担当 2011年7月 同社 取締役上席執行役員管理部長 2012年3月 同社 常務取締役管理部門担当 2017年10月 当社取締役(現任) 2017年11月 株式会社アズコミュニケーションズ 社外監査役(現任)	(注) 1	-
取締役	-	工藤 広太	1958年 2月20日生	1983年4月 株式会社宮崎太陽銀行入行 2014年6月 株式会社宮崎太陽キャピタル代表取締役 2017年4月 株式会社企業経営サポート宮崎代表取締役(現任) 2017年10月 当社取締役(現任)	(注) 1	-
常勤監査役	-	村本 充	1938年 7月13日生	1958年4月 株式会社西日本相互銀行(現株式会社西日本シティ 銀行)入行 1992年7月 西銀コンピュータサービス株式会社(現株式会社N T TデータNCB)代表取締役副社長 2005年4月 株式会社アルデート(現KYECジャパン株式会 社)監査役 2007年12月 当社監査役 2009年12月 当社監査役退任 2011年11月 当社常勤監査役(現任)	(注) 2	4,000
監査役	-	大原 和司	1964年 1月22日生	1987年4月 住友不動産株式会社入社 2003年12月 当社監査役(現任) 2004年10月 株式会社リサ・パートナーズ 2006年1月 株式会社フィールド・アセットマネジメント代表取 締役社長(現任) 2006年5月 株式会社玄海キャピタルマネジメント取締役 2012年4月 株式会社長寿と健康の社代表取締役社長(現任) 2013年6月 株式会社アビタシオン専務取締役(現任)	(注) 3	8,800
監査役	-	八尋 光良	1973年 11月22日生	2001年10月 弁護士登録 岩崎・多川法律事務所入所 2006年4月 八尋光良法律事務所開設代表(現任) 2008年5月 当社監査役(現任) 2012年5月 株式会社アビタシオン監査役(現任)	(注) 2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	池田 登	1952年 8月27日生	1975年4月 株式会社西日本相互銀行（現株式会社西日本シティ銀行）入行 2005年5月 福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社 常勤監査役 2008年5月 同社取締役執行役員（営業本部担当） 2010年4月 同社取締役執行役員（CB本部担当） 2011年5月 同社常勤監査役 2014年3月 福岡ソフトバンクホークス株式会社常勤監査役 2017年5月 同社顧問 2017年10月 エコマルシェオニヅカ株式会社社外取締役（現任） 2019年5月 当社監査役（現任）	(注) 4	-
計						330,800

- (注) 1. 取締役の任期は、2017年12月27日開催の定時株主総会終結の時から2019年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役村本充及び八尋光良の任期は、2015年12月27日開催の定時株主総会終結の時から2019年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査役大原和司の任期は、2017年12月27日開催の定時株主総会終結の時から2021年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役池田登の任期は、2019年5月27日開催の臨時株主総会終結の時から、2022年9月期に係る定時株主総会の終結のときまでであります。
5. 取締役枇杷木秀範及び工藤広太は、社外取締役であります。
6. 監査役村本充、大原和司、八尋光良及び池田登は、社外監査役であります。
7. 当社では、業務執行体制を強化し、より機動的かつ効率的な業務運営を行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員の役職名及び氏名は次のとおりです。

役職名	氏名
執行役員 製造本部D1担当	新開 誠治
執行役員 営業本部長	吉富 裕之
執行役員 エモーショナルシステム本部長	西山 敬二
執行役員 製造本部副本部長	福田 聡
執行役員 経営企画部長	松下 幸史

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

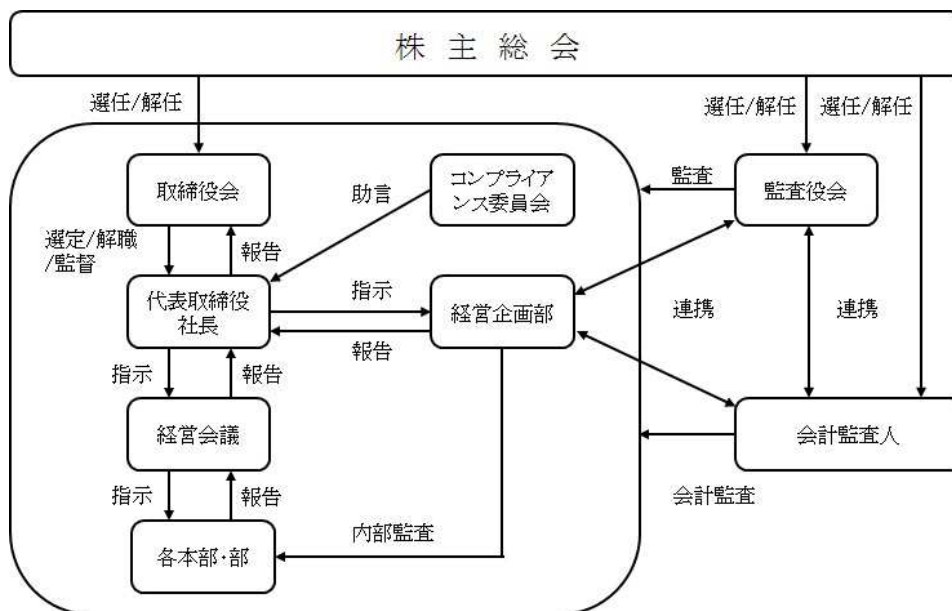
当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの信頼に応え、業務執行における迅速かつ的確な意思決定と、より透明性の高い公正で効率的な経営体制を構築することによる企業価値向上の実現をコーポレート・ガバナンスの目的と考えており、この充実・強化を経営上の重要課題の一つと位置づけ、今後も、さらなる充実・強化に努める方針であります。

② 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。また、業務執行における迅速な意思決定を行う為、執行役員制度を導入しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。



b. 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定が行える体制としております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また社外取締役は社外の第三者の視点で取締役会への助言と監視を行っております。

c. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役3名で構成されており、全員が社外監査役で、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役は、毎月の定例取締役会に出席し、臨時取締役会についても原則出席することとしております。

常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、監査役会は、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討等、監査役間の情報共有を図るとともに、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

d. 経営会議

経営会議は、取締役及び執行役員で構成されており、最低毎月1回という頻度で、原則定例取締役会の前に開催しており、社外取締役2名と常勤監査役1名も可能な限り参加しております。

経営会議では、(1) 月次業績の予実差異の分析・報告と対応策の検討 (2) 取締役会への付議事項についての事前討議 (3) 取締役会から委嘱された事項についての審議 (4) 事業計画(中期経営計画、単年度計画)の検討や修正対応の検討を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

e. コンプライアンス委員会

当社は、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動における法令遵守、営業上の諸問題に対する対応例等について定期的に事例の共有・検討を行っております。コンプライアンス委員会の構成員は、取締役及び監査役であり、原則毎月1回の頻度で開催しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、「株式会社ピー・ピーシステムズ 企業倫理綱領」を制定し、代表取締役社長が中心となってその精神を役職員に周知する。会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努める。

また、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監査の方針に基づいて監査するとともに、定期的に検証を行うことで、課題の早期発見と是正に努めることとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）を行い、経営判断等のもととなった関連資料とともに保存する。文書管理においては、主管部門を設置し、管理対象文書をその保管場所、保存期間及び管理方法等を定める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 主管部門及び文書保管部門は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的に改善を行う。
- (4) 内部監査部門は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関して監査を行う。主管部門及び被監査部門は、是正又は改善の必要がある場合には、その対策を講ずる。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、代表取締役社長が任命した内部監査担当者が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (2) 重大なリスクに対してしかるべき予防措置をとることとし、緊急時の対策等をマニュアル等に定め、リスク発生時には、これに基づき対応を行う。
- (3) 取締役会は、必要に応じて外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- (3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確化するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (4) 内部監査部門は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときは、速やかに措置を講ずる。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役による監査が実効的に行われることを確保するために、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、必要と認める人員を補助すべき使用人として指名する。

f. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人とし、その任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役の事前の同意を必要とする。

- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
 - (2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する。
 - (3) 上記(1)から(2)の監査役への報告を行った者に対して、これを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- i. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換の他、意思疎通を図るものとする。
 - (2) 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役出席を確保する。
 - (3) 監査役は必要に応じて、独自に外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）を活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。
- j. 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
- (1) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - (2) 財務報告に関して虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
 - (3) 内部監査部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
 - (4) 上記(1)から(3)に掲げる方針および手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制および業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
 - (5) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査役へ報告する。
- k. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 当社は、反社会的勢力との一切の取引を許容しない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、社会的正義を实践すべく、毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方として、以下の体制を整備する。
- (1) 反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応並びに役職員への教育については、総務部を統括部門とする。
 - (2) 総務部は、随時関係行政機関や弁護士に相談を行い、助言、指導等を受けることとする。
 - (3) 各業務執行部門は、取引先に対する反社会的勢力に関する調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努める。

④ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社は、反社会的勢力との一切の接触・取引を許容しない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識しており、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方として、以下の体制を整備しております。

- (1) 「反社会的勢力対策規程」を制定しており、同勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応並びに役員への教育については、総務部を統括部門としております。
- (2) 新規取引先についてはWeb検索及び日経テレコンでの記事検索を必ず行い、それでも疑義等が残る場合は、各業務執行部門は対象先及び経営者の風評等の確認を行った上で必要に応じてリサーチ会社による調査を行って取引開始の可否を決定しています。また既存取引先等については日経テレコンによるチェックを概ね年に一度の割合で実施しております。
- (3) 取引先と新たな取引が生じる際には、同勢力排除条項を設けた取引基本契約書あるいは暴力団等反社会的勢力排除に関する覚書を締結しており、現在の当社役員からは、同勢力と関わり合いのない旨の誓約書を受領しております。
- (4) 総務部は、随時関係行政機関や弁護士に相談を行い、助言、指導等を受けることとしています。
- (5) 当社は、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターに加入しております。また総務部長を不当要求防止責任者に選任し所轄の警察署に届出を行っており、地元警察と連携する体制を構築しております。

⑤ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、代表取締役社長が直轄する経営企画部2名が内部監査業務を担当しております。経営企画部は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、全社各部門の業務執行の内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。なお、経営企画部に対する内部監査は、自己監査を回避するため、総務部長が監査を担当しております。

当社の監査役会は、監査役4名（うち、社外監査役4名）で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。監査役は取締役会に参加して意見を述べる他、常勤監査役は、経営会議等その他会議にも参加し、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査役監査計画に基づき監査を実施し、毎月定例の監査役会において情報共有を行っております。

また、常勤監査役は、随時経営企画部より内部監査実施状況等につき報告を受け、情報共有を行っており、常勤監査役及び経営企画部長は、四半期毎に会計監査人との意見交換の場を設け、連携を図っております。

⑥ 会計監査の状況

当社は、海南監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

なお、会計監査業務を執行した公認会計士は、仁戸田学、秋葉陽2名であり、当社に対する継続関与年数はいずれも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は公認会計士3名であります。

⑦ 社外取締役及び社外監査役について

当社は、社外取締役2名及び社外監査役4名を選任しております。

社外取締役枇杷木秀範氏は、複数の事業会社において取締役としての豊富な経験があり、その経験から社外取締役として業務執行取締役の職務執行の監督・助言を行っております。なお、当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役工藤広太氏は、金融機関での長年の経験と、経営者としての経験があり、その経験から社外取締役として業務執行取締役の職務執行の監督・助言を行っております。なお、当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役村本充氏は、金融機関での長年の経験と、経営者、監査役としての経験を有し、当社の取締役会及び取締役の職務執行の監督・助言を行っております。なお、村本充氏は、本書提出日現在当社株式4,000株を保有しておりますが、その他に当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役大原和司氏は、経営コンサルティング業務で培われた、経営管理レベルでの業務知識・経験と法律的知識、他社の経営者としての経験により、経営や会計に関する知見等を有し、当社の取締役会及び取締役の職務執行の監督・助言を行っております。なお、大原和司氏は、本書提出日現在当社株式8,800株を保有しておりますが、その他に当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役八尋光良氏は、弁護士資格を有し、法律の専門家として当社の取締役会及び取締役の職務執行の監督・助言を行っており、当社は、同氏が代表を務める八尋光良法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その契約による報酬は少額であり、その他に当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役池田登氏は、長年の金融機関業務、複数の事業会社での取締役及び監査役の経験で培われた業務知識等、経営や会計に関する知見等を有し、当社の取締役会及び取締役の職務執行の監督・助言を行っております。

なお、当社との間に人的関係、資金的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

⑧ リスク管理体制の整備状況及びコンプライアンス体制の整備状況

a. リスク管理体制の整備状況

当社では、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定しております。現在、リスク管理委員会は設置していませんが、毎週行う定例ミーティングや定例取締役会の中で、当社におけるリスクの評価、対策等協議を行っております。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

b. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動における法令遵守、営業上の諸問題に対する対応例等について定期的に事例の共有・検討を行っております。コンプライアンス委員会の構成員は、取締役及び監査役であります。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」を制定し、内部通報制度を整備しております。

c. 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、当社で取り扱う様々な情報を漏洩リスクから回避するため、「内部情報管理規程」等の諸規程を定め、それらに基づいて内部情報を管理しております。

また、個人情報保護法に対応するため、「個人情報保護方針」「個人情報保護基本規程」等諸規程を定めて、個人情報の特定から利用等に関する各種リスクを周知するとともに、全社的な教育、社内体制の整備等を行っております。2016年3月には「特定個人情報等取扱規程」を制定し、組織体制と特定個人情報の取扱についても規程に基づき運用しております。

⑨ 役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	64,470	64,470	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	3,450	3,450	—	—	3
社外監査役	4,494	4,494	—	—	3

※上表には、2019年1月31日で退任した社外取締役1名の当事業年度中の支給額と員数が含まれております。

b. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬の総額等が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

c. 使用人兼務役員の使用人分の給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、その最高限度額を株主総会で定めており、その限度内で、取締役については取締役会にて、監査役については監査役会にて決定しております。なお、役員報酬の最高限度額は以下のとおりとなります。

取締役役員報酬の最高限度額 100,000千円 (1997年2月6日の創立総会で決議)

監査役役員報酬の最高限度額 50,000千円 (1997年2月6日の創立総会で決議)

⑩ 株式の保有状況

- a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。
- b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。
- c. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
当事業年度における受取配当金、売却損益の合計額
該当事項はありません。

⑪ 取締役及び監査役の員数

当社の取締役は7名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

⑭ 責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で重大な過失がない時に限られます。

⑮ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる特別決議要件は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑯ 中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑰ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,000	—	9,600	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、当社の規模及び監査日数等を勘案し、当社と監査公認会計士等との協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2016年10月1日から2017年9月30日まで）及び当事業年度（2017年10月1日から2018年9月30日まで）の財務諸表について、海南監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2018年10月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、海南監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人や印刷会社等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	135,819	369,412
受取手形	7,792	9,612
売掛金	330,963	369,176
商品及び製品	19,644	27,475
仕掛品	619	133
原材料及び貯蔵品	4,788	651
前渡金	866	236
前払費用	3,629	3,255
繰延税金資産	25,016	22,634
その他	3,333	546
流動資産合計	532,475	803,135
固定資産		
有形固定資産		
建物	200	200
減価償却累計額	△15	△29
建物（純額）	184	170
構築物	2,195	2,195
減価償却累計額	△1,527	△1,625
構築物（純額）	667	569
工具、器具及び備品	26,122	38,010
減価償却累計額	△21,844	△24,344
工具、器具及び備品（純額）	4,278	13,666
有形固定資産合計	5,129	14,407
無形固定資産		
特許権	26,659	—
特許権仮勘定	12,878	—
ソフトウェア	116,393	19,642
ソフトウェア仮勘定	8	—
電話加入権	164	164
無形固定資産合計	156,105	19,807
投資その他の資産		
出資金	30	30
敷金	8,645	8,353
差入保証金	1,019	1,019
長期前払費用	2,422	2,126
投資その他の資産合計	12,116	11,529
固定資産合計	173,351	45,743
資産合計	705,826	848,878

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	185,905	339,529
1年内返済予定の長期借入金	73,249	71,073
未払金	24,408	19,126
未払費用	32,261	31,100
未払法人税等	616	616
未払消費税等	20,646	11,017
前受金	25,006	30,131
預り金	9,431	9,789
仮受金	162	—
流動負債合計	371,686	512,385
固定負債		
長期借入金	208,792	298,387
長期前受金	1,374	1,451
固定負債合計	210,166	299,838
負債合計	581,853	812,223
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,000	99,000
資本剰余金		
資本準備金	99,000	99,000
資本剰余金合計	99,000	99,000
利益剰余金		
利益準備金	165	165
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△74,191	△161,509
利益剰余金合計	△74,026	△161,344
株主資本合計	123,973	36,655
純資産合計	123,973	36,655
負債純資産合計	705,826	848,878

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	294,441
受取手形	54,488
電子記録債権	16,497
売掛金	117,753
商品及び製品	62,372
仕掛品	20,818
原材料及び貯蔵品	235
前渡金	622
前払費用	5,042
その他	882
流動資産合計	573,155
固定資産	
有形固定資産	
建物	733
減価償却累計額	△12
建物(純額)	720
構築物	2,195
減価償却累計額	△1,679
構築物(純額)	516
工具、器具及び備品	36,743
減価償却累計額	△24,087
工具、器具及び備品(純額)	12,656
有形固定資産合計	13,893
無形固定資産	
特許権仮勘定	1,176
ソフトウェア	33,487
電話加入権	164
無形固定資産合計	34,829
投資その他の資産	
出資金	30
敷金	10,186
差入保証金	1,019
長期前払費用	1,373
繰延税金資産	33,145
投資その他の資産合計	45,755
固定資産合計	94,479
資産合計	667,634

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	82,979
1年内返済予定の長期借入金	82,788
未払金	25,424
未払費用	15,454
未払法人税等	462
未払消費税等	9,473
前受金	41,920
預り金	14,028
賞与引当金	15,085
流動負債合計	287,616
固定負債	
長期借入金	220,110
長期前受金	839
固定負債合計	220,949
負債合計	508,565
純資産の部	
株主資本	
資本金	99,000
資本剰余金	
資本準備金	99,000
資本剰余金合計	99,000
利益剰余金	
利益準備金	165
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△39,096
利益剰余金合計	△38,931
株主資本合計	159,068
純資産合計	159,068
負債純資産合計	667,634

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
売上高		
製商品売上高	1,154,015	1,004,891
サービス売上高	437,775	480,834
売上高合計	1,591,790	1,485,725
売上原価		
製商品売上原価	928,889	882,654
サービス売上原価	217,740	216,987
売上原価合計	1,146,630	1,099,642
売上総利益	445,160	386,083
販売費及び一般管理費	※1 339,910	※1 361,767
営業利益	105,249	24,315
営業外収益		
受取利息	5	18
為替差益	—	11
雑収入	549	816
営業外収益合計	555	845
営業外費用		
支払利息	11,116	10,222
保証料	789	542
電子記録債権売却損	60	—
為替差損	38	—
上場関連費用	4,413	—
営業外費用合計	16,418	10,764
経常利益	89,385	14,396
特別損失		
減損損失	—	※2 98,716
固定資産除却損	※3 931	—
特別損失合計	931	98,716
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	88,454	△84,319
法人税、住民税及び事業税	617	617
法人税等調整額	△3,408	2,382
法人税等合計	△2,791	2,999
当期純利益又は当期純損失(△)	91,245	△87,318

【製商品売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 期首製商品たな卸高		94,804	24,397
II 当期製商品仕入高		803,386	827,811
III 減価償却費		55,096	58,573
IV たな卸資産評価損		—	3,898
合計		953,286	914,680
V 期末製商品たな卸高		24,397	32,026
当期製商品売上原価		928,889	882,654

【サービス売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)		当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		162,013	51.8	159,338	60.8
II 外注費		127,009	40.6	81,721	31.2
III 経費	※1	23,728	7.6	21,160	8.1
当期総製造費用		312,751	100.0	262,220	100.0
期首サービス仕掛品 たな卸高		4,334		619	
他勘定振替高	※2	98,725		45,718	
期末サービス仕掛品 たな卸高		619		133	
当期サービス売上原価		217,740		216,987	

原価計算の方法

当社の原価計算は、原則として実際原価による個別原価計算であります。
ただし、特許権の償却費は、標準原価で配賦計算を行っております。

(注)※1. 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
旅費交通費	8,453	9,246
地代家賃	6,014	5,657
水道光熱費	2,015	2,005
消耗品費	4,523	1,674

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業支援費	19,496	24,639
ソフトウェア仮勘定	79,229	21,078
合計	98,725	45,718

【四半期損益計算書】
 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
売上高	1,222,796
売上原価	815,980
売上総利益	406,815
販売費及び一般管理費	284,913
営業利益	121,902
営業外収益	
受取利息	2
助成金収入	1,080
雑収入	123
営業外収益合計	1,206
営業外費用	
支払利息	5,750
期限前弁済手数料	3,049
上場関連費用	682
保証料	599
為替差損	500
営業外費用合計	10,581
経常利益	112,527
特別損失	
固定資産除却損	162
特別損失合計	162
税引前四半期純利益	112,365
法人税、住民税及び事業税	462
法人税等調整額	△10,510
法人税等合計	△10,048
四半期純利益	122,413

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計		繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	99,000	99,000	99,000	165	△165,436	△165,271	32,728
当期変動額							
当期純利益					91,245	91,245	91,245
当期変動額合計	—	—	—	—	91,245	91,245	91,245
当期末残高	99,000	99,000	99,000	165	△74,191	△74,026	123,973

	純資産合計
当期首残高	32,728
当期変動額	
当期純利益	91,245
当期変動額合計	91,245
当期末残高	123,973

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計		繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	99,000	99,000	99,000	165	△74,191	△74,026	123,973
当期変動額							
当期純損失（△）					△87,318	△87,318	△87,318
当期変動額合計	—	—	—	—	△87,318	△87,318	△87,318
当期末残高	99,000	99,000	99,000	165	△161,509	△161,344	36,655

	純資産合計
当期首残高	123,973
当期変動額	
当期純損失（△）	△87,318
当期変動額合計	△87,318
当期末残高	36,655

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	88,454	△84,319
減価償却費	57,696	61,999
減損損失	—	98,716
固定資産除却損	931	—
受取利息	△5	△18
支払利息	11,116	10,222
保証料	789	542
電子記録債権売却損	60	—
売上債権の増減額(△は増加)	△127,940	△40,033
たな卸資産の増減額(△は増加)	74,124	△11,137
前渡金の増減額(△は増加)	3,880	194
立替金の増減額(△は増加)	△167	△209
前払費用の増減額(△は増加)	△688	329
預け金の増減額(△は増加)	△3,019	2,975
仮払金の増減額(△は増加)	△22	22
買掛金の増減額(△は減少)	67,271	153,624
未払金の増減額(△は減少)	△23,051	△25,256
未払費用の増減額(△は減少)	22,495	18,829
預り金の増減額(△は減少)	824	358
仮受金の増減額(△は減少)	162	△162
前受金の増減額(△は減少)	△19,960	5,201
未払消費税等の増減額(△は減少)	17,799	△9,628
小計	170,751	182,249
利息の受取額	5	18
利息の支払額	△10,978	△10,224
電子記録債権売却に伴う支払額	△60	—
保証料の支払額	△429	△214
法人税等の支払額	△329	△617
営業活動によるキャッシュ・フロー	158,958	171,211
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	9,652	—
定期預金の預入による支出	△3,651	△600
有形固定資産の取得による支出	△235	△3,958
無形固定資産の取得による支出	△79,791	△21,078
投資活動によるキャッシュ・フロー	△74,025	△25,638
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	50,000	15,000
短期借入金の返済による支出	△60,000	△15,000
長期借入れによる収入	30,000	230,000
長期借入金の返済による支出	△133,658	△142,581
財務活動によるキャッシュ・フロー	△113,658	87,419
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△28,725	232,992
現金及び現金同等物の期首残高	158,442	129,717
現金及び現金同等物の期末残高	※ 129,717	※ 362,709

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、仕掛品、原材料

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15年 定額法

構築物……………10年～20年 定率法(2016年3月31日以前取得分)

工具、器具及び備品…4年～15年 定率法

(2) 無形固定資産

①市場販売目的のソフトウェア

見込販売可能期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額により償却しております。

②自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法を採用しております。

③特許権

8年の定額法を採用しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許預金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15年 定額法

構築物……………10年～20年 定率法（2016年3月31日以前取得分）

工具、器具及び備品…4年～15年 定率法

(2) 無形固定資産

①市場販売目的のソフトウェア

見込販売可能期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額により償却しております。

②自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

③特許権

8年の定額法を採用しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許預金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(税効果会計に係る会計基準等)

- (1) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- (2) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

①概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

②適用予定日

2019年9月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響額は、現在評価中であります。

(収益認識に関する会計基準等)

- (1) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- (2) 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

①概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し、認識されません。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

②適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響額は、現在評価中であります。

(追加情報)

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

1. (繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

2. 当事業年度において、棚卸資産の保有目的の変更を行った結果、「商品及び製品」から「工具、器具及び備品」へ0千円を振替えております。

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当事業年度において、棚卸資産の保有目的の変更を行った結果、「商品及び製品」から「工具、器具及び備品」へ7,930千円を振替えております。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56%、当事業年度57%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44%、当事業年度43%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
給料及び手当	114,758千円	130,469千円
役員報酬	66,180	72,414

※2 減損損失

前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社は、今後の業績の見通し等を勘案した結果、下記資産グループについては、将来キャッシュフローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失98,716千円として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、割引率は0%であります。

当社は、資産を事業資産、遊休資産等にグループ化し、事業資産については、セグメントをグループの最小単位とし、遊休資産等については個別の物件を最小単位としております。

事業	用途	場所	種類	金額 (千円)
エモーショナルシステム事業	事業用資産	本社	ソフトウェア	76,972
			特許権	13,977
			特許権仮勘定	7,766

※3 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
ソフトウェア	931千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	5,796	1,153,404	—	1,159,200
合計	5,796	1,153,404	—	1,159,200

(注) 2017年5月10日開催の取締役会決議により、2017年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は1,153,404株増加し、1,159,200株となっております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,159,200	—	—	1,159,200
合計	1,159,200	—	—	1,159,200

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
現金及び預金勘定	135,819千円	369,412千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△6,102	△6,702
現金及び現金同等物	129,717	362,709

(金融商品関係)

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

経営計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払費用、預り金、未払消費税等、未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金のための資金調達であります。これらは、返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門における債権管理責任者が取引先の状況をモニタリングし、取引先別に債権残高、回収期日を管理するとともに、経営状況の異常等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

営業債務の一部には、外貨建取引のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、一定額以上の取引に関しては為替予約等を行う方針であります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

各部門からの報告に基づき担当部署が随時、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	135,819	135,819	—
(2) 受取手形	7,792	7,792	—
(3) 売掛金	330,963	330,963	—
資産計	474,574	474,574	—
(1) 買掛金	185,905	185,905	—
(2) 未払金	24,408	24,408	—
(3) 未払費用	32,261	32,261	—
(4) 預り金	9,431	9,431	—
(5) 未払消費税等	20,646	20,646	—
(6) 未払法人税等	616	616	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	73,249	73,249	—
(8) 長期借入金	208,792	209,376	584
負債計	555,310	555,894	584

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 預り金、(5) 未払消費税等、(6) 未払法人税等、(7) 1年内返済予定の長期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	135,819	—	—	—
受取手形	7,792	—	—	—
売掛金	330,963	—	—	—
合計	474,574	—	—	—

4. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	73,249	46,441	27,304	63,092	58,100	13,855
合計	73,249	46,441	27,304	63,092	58,100	13,855

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

経営計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払費用、預り金、未払消費税等、未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金のための資金調達であります。これらは、返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門における債権管理責任者が取引先の状況をモニタリングし、取引先別に債権残高、回収期日を管理するとともに、経営状況の異常等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業債務の一部には、外貨建取引のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、一定額以上の取引に関しては為替予約等を行う方針であります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

各部門からの報告に基づき担当部署が随時、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	369,412	369,412	—
(2) 受取手形	9,612	9,612	—
(3) 売掛金	369,176	369,176	—
資産計	748,201	748,201	—
(1) 買掛金	339,529	339,529	—
(2) 未払金	19,126	19,126	—
(3) 未払費用	31,100	31,100	—
(4) 預り金	9,789	9,789	—
(5) 未払消費税等	11,017	11,017	—
(6) 未払法人税等	616	616	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	71,073	71,073	—
(8) 長期借入金	298,387	298,588	201
負債計	780,640	780,841	201

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 預り金、(5) 未払消費税等、(6) 未払法人税等、(7) 1年内返済予定の長期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	369,412	—	—	—
受取手形	9,612	—	—	—
売掛金	369,176	—	—	—
合計	748,201	—	—	—

4. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	71,073	63,288	105,594	98,044	25,706	5,755
合計	71,073	63,288	105,594	98,044	25,706	5,755

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社従業員17名 当社役員知人20名	当社取締役3名 当社従業員44名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 99,400株	普通株式 182,800株
付与日	2002年10月1日	2017年1月16日
権利確定条件	当社の取締役又は従業員については、権利行使時においても当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有していること。	当社の取締役又は従業員については、権利行使時においても当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有していること。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2003年4月1日 至 2021年9月30日	自 2019年1月14日 至 2026年12月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年6月4日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2017年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	182,800
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	182,800
権利確定後 (株)		
前事業年度末	282,200	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	182,800	—
未行使残	99,400	—

(注) 2017年6月4日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	150	504
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2017年6月4日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、その価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法に拠っております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社従業員17名 当社役員知人20名	当社取締役3名 当社従業員44名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 99,400株	普通株式 182,800株
付与日	2002年10月1日	2017年1月16日
権利確定条件	当社の取締役又は従業員については、権利行使時においても当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有していること。	当社の取締役又は従業員については、権利行使時においても当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有していること。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2003年4月1日 至 2021年9月30日	自 2019年1月14日 至 2026年12月27日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2017年6月4日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2018年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	182,800
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	182,800
権利確定後 (株)		
前事業年度末	99,400	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	99,400	—

（注）2017年6月4日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	150	504
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2017年6月4日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、その価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法に拠っております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 ー千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2017年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2017年9月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	42,418千円
商品評価損	14,948
減価償却超過額	8,305
未払賞与	6,000
商品評価損	3,155
敷金償却	701
繰延税金資産小計	75,529
評価性引当額	△50,512
繰延税金資産合計	25,016
繰延税金負債	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産純額	25,016

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2017年9月30日)
法定実効税率	30.04%
(調整)	
繰延税金資産に係る評価性引当額の増減	△33.89
住民税均等割	0.70
その他	△0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△3.16

当事業年度（2018年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年9月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	42,013千円
商品評価損	13,722
減価償却超過額	9,523
未払賞与	5,434
敷金償却	788
減損損失	29,422
繰延税金資産小計	100,906
評価性引当額	△78,271
繰延税金資産合計	22,634
繰延税金負債	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産純額	22,634

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度においては、税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

当社資産除去債務は、本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であり、使用見込期間を契約開始から12年として算出しております。「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)に基づき、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によって処理しております。

当事業年度末の敷金残高のうち、回収が最終的に見込めないと認められる金額は、1,141千円であります。

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社資産除去債務は、本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であり、使用見込期間を契約開始から12年として算出しております。「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)に基づき、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によって処理しております。

当事業年度末の敷金残高のうち、回収が最終的に見込めないと認められる金額は、849千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製商品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従いまして当社は、事業本部を基礎とした製商品・サービス別のセグメントから構成されており、「セキュアクラウドシステム事業」及び「エモーショナルシステム事業」の2つを報告セグメントとしております。

「セキュアクラウドシステム事業」は、企業システムの仮想化や強固なセキュリティ環境を整備するインフラ構築、販売管理や顧客管理といった企業、団体向けの業務システム開発、生産管理システムや仮想化環境に特化した自社プロダクト販売を行っております。

「エモーショナルシステム事業」は、テーマパーク等のレジャー産業を中心とした顧客向けに空間を仮想化するための特殊な映像技術を用いた、4D王というVRシアターの技術開発及び設備製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額
	セキュアクラウド システム事業	エモーショナル システム事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,406,489	185,301	1,591,790	—	1,591,790
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,406,489	185,301	1,591,790	—	1,591,790
セグメント利益又は損失(△)	260,229	△5,342	254,886	△149,637	105,249

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△149,637千円は、報告セグメントに分配していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産、負債その他の項目の金額は、事業セグメントに配分していないため、開示しておりません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製商品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従いまして当社は、事業本部を基礎とした製商品・サービス別のセグメントから構成されており、「セキュアクラウドシステム事業」及び「エモーショナルシステム事業」の2つを報告セグメントとしております。

「セキュアクラウドシステム事業」は、企業システムの仮想化や強固なセキュリティ環境を整備するインフラ構築、販売管理や顧客管理といった企業、団体向けの業務システム開発、生産管理システムや仮想化環境に特化した自社プロダクト販売を行っております。

「エモーショナルシステム事業」は、テーマパーク等のレジャー産業を中心とした顧客向けに空間を仮想化するための特殊な映像技術を用いた、4D王というVRシアターの技術開発及び設備製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額
	セキュアクラウド システム事業	エモーショナル システム事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,466,179	19,546	1,485,725	—	1,485,725
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,466,179	19,546	1,485,725	—	1,485,725
セグメント利益又は損失(△)	303,322	△122,699	180,623	△156,307	24,315

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△156,307千円は、報告セグメントに分配していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産、負債その他の項目の金額は、事業セグメントに配分していないため、開示しておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

（単位：千円）

	セキュアクラウド システム事業	エモーショナル システム事業	全社・消去	合計
減損損失	－	98,716	－	98,716

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	富田 和久	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 17.3	当社代表取締役社長 債務被保証	当社銀行借入に対する 債務被保証 (注) 1、2	134,061	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して代表取締役社長富田和久より債務保証を受けております。

取引金額には、当事業年度末の債務被保証額を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 本債務被保証は2019年5月30日をもって解消しております。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	富田 和久	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 17.3	当社代表取締役社長 債務被保証	当社銀行借入に対する 債務被保証 (注) 1、2	146,784	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して代表取締役社長富田和久より債務保証を受けております。

取引金額には、当事業年度末の債務被保証額を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 本債務被保証は2019年5月30日をもって解消しております。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

	当事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
1株当たり純資産額	106.95円
1株当たり当期純利益金額	78.71円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2017年6月4日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
当期純利益金額(千円)	91,245
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	91,245
普通株式の期中平均株式数(株)	1,159,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
1株当たり純資産額	31.62円
1株当たり当期純損失金額(△)	△75.33円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
当期純損失額(千円)	△87,318
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失金額(△)(千円)	△87,318
普通株式の期中平均株式数(株)	1,159,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	13,502千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額
	セキュアクラウド システム事業	エモーショナル システム事業	計		
売上高					
外部顧客への売上 高	1,114,386	108,410	1,222,796	—	1,222,796
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	—	—	—	—	—
計	1,114,386	108,410	1,222,796	—	1,222,796
セグメント利益	256,993	12,796	269,789	△147,887	121,902

(注) 1. セグメント利益の調整額△147,887千円は、報告セグメントに分配していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	105円60銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	122,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	122,413
普通株式の期中平均株式数(株)	1,159,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	200	—	—	200	29	13	170
構築物	2,195	—	—	2,195	1,625	97	569
工具、器具及び備品	26,122	11,888	—	38,010	24,344	2,500	13,666
有形固定資産計	28,517	11,888	—	40,406	25,999	2,611	14,407
無形固定資産							
ソフトウェア	218,017	21,087	76,972 (76,972)	162,132	142,490	40,865	19,642
ソフトウェア仮勘定	8	21,078	21,087	—	—	—	—
特許権	140,295	5,547	13,977 (13,977)	131,865	131,865	18,230	—
特許権仮勘定	12,878	435	13,314 (7,766)	—	—	—	—
電話加入権	164	—	—	164	—	—	164
無形固定資産計	371,364	48,149	125,351 (98,716)	294,163	274,356	59,096	19,807

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は減損損失計上額を内書きで表示しています。

2. 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

(増加額)

ソフトウェア	4D王コンテンツ	18,607千円
ソフトウェア仮勘定	4D王コンテンツ	18,607千円
工具、器具及び備品	商品及び製品からの振替	7,930千円

(減少額)

ソフトウェア	4D王コンテンツ	76,972千円
ソフトウェア仮勘定	4D王コンテンツ	18,607千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	73,249	71,073	1.465	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	208,792	298,387	3.022	2019年10月～ 2024年8月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	282,041	369,460	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	63,288	105,594	98,044	25,706

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	362,709
定期預金	6,702
合計	369,412

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
中興化成工業(株)	9,612
合計	9,612

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2018年10月	2,599
11月	2,430
12月	1,486
2019年1月	3,096
合計	9,612

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株) J I M O S	58,005
システムラボラトリー(株)	44,859
エコー電子工業(株)	28,306
(株) きもと	22,832
医療法人社団シマダ	22,040
その他	193,131
合計	369,176

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
330,963	1,507,597	1,469,384	369,176	79.9	85

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ. 商品

品目	金額 (千円)
セキュアクラウド商品	3,587
映像装置関連商品	1,826
合計	5,414

ホ. 製品

品目	金額 (千円)
特殊映像装置	22,061
合計	22,061

ヘ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
システム開発作業	133
合計	133

ト. 原材料

品目	金額 (千円)
映像装置資材	651
合計	651

② 流動負債

買掛金

相手先	金額 (千円)
S B C & S(株)	108,888
アセンテック(株)	91,074
デル(株)	44,533
兼松エレクトロニクス(株)	39,032
ダイワボウ情報システム(株) 福岡第2支店	19,511
その他	36,488
合計	339,529

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換（注）1	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.pbsystems.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注） 1. 当社株式は、証券会員制法人福岡証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年 12月20日	J A I C ーブ リッジ3号投 資事業有限責 任組合無限責 任組合員 J A I C ・キャピ タルパートナ ーズ株式会社 代表取締役 下村哲朗	東京都千代 田区神田錦 町三丁目11 番地	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)	日本アジア投資 株式会社 代表取締役 下村哲朗	東京都千 代田区神 田錦町三 丁目11番 地	— (注) 4	48,000	24,000,000 (500) (注) 5	所有者の事 情による

- (注) 1. 当社は、福岡証券取引所 Q-B o a r d への上場を予定しておりますが、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第15条並びに上場前公募等規則の取扱い第14条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2016年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、上場前公募等規則第16条及び上場前公募等規則の取扱い第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る)並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 当該株式移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となっております。
5. 移動価格は、譲渡人の取得価格を参考として、当事者間で協議の上決定しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2017年1月16日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 914株
発行価格	100,800円 (注) 2.
資本組入額	50,400円
発行価額の総額	92,131,200円
資本組入額の総額	46,065,600円
発行方法	2016年12月27日開催の第20期定時株主総会及び2017年1月13日開催の取締役会において、会社法に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則(以下「上場前公募等規則」という。)第20条並びに上場前公募等規則の取扱い第19条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は2018年9月30日であります。
2. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算定した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、次のとおりであります。

項目	第4回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき100,800円
行使請求期間	2019年1月14日から2026年12月27日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 2017年5月10日開催の取締役会決議により、2017年6月4日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は182,800株、「発行価格」は504円、「資本組入額」は252円、「行使時の払込金額」は504円にそれぞれ調整されております。

2 【取得者の概況】

新株予約権

2016年12月27日開催の第20期定時株主総会及び2017年1月13日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
富田 和久	福岡市東区	会社役員	714	71,971,200 (504)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長、大株主上位10名)
森崎 高広	福岡市早良区	会社役員	50	5,040,000 (504)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)
彌永 玲子	福岡県春日市	会社役員	50	5,040,000 (504)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)
新開 誠治	福岡市東区	会社員	9	907,200 (504)	当社執行役員
吉富 裕之	福岡市早良区	会社員	9	907,200 (504)	当社執行役員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下の取得者である従業員（特別利害関係者等を除く）は42名であり、その株式の総数は16,400株であります。

2. 2017年5月10日開催の取締役会決議により、2017年6月4日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
富田 和久 ※1. 2	福岡市東区	410,800 (209,800)	28.50 (14.56)
森崎 高広 ※2. 5	福岡市早良区	72,000 (10,000)	5.00 (0.69)
彌永 玲子 ※2. 5	福岡県春日市	65,000 (10,000)	4.51 (0.69)
加賀電子株式会社 ※2	東京都千代田区神田松永町20番地	54,000	3.75
株式会社ユニリタ ※2	東京都港区港南二丁目15番1号	50,000	3.47
日本アジア投資株式会社 ※2	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	48,000	3.33
山代ガス株式会社 ※2	佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸2153番1号	48,000	3.33
株式会社ゼネラルアサヒ ※2	福岡市東区松田三丁目777番地	42,000	2.91
イメージ情報開発株式会社 ※2	東京都千代田区神田猿樂町二丁目4番11号	40,000	2.78
K&Pパートナーズ1号投資事業有限責任組合 ※2	東京都千代田区内神田一丁目2番1号ダ コタハウス9階	38,000	2.64
株式会社E 3	東京都港区赤坂六丁目12番11号	34,000	2.36
内野 浩	東京都中央区	20,800 (800)	1.44 (0.06)
江藤 庄治	福岡県太宰府市	20,000	1.39
みやざき未来応援ファンド投資事業有限責任組合	宮崎県宮崎市広島二丁目1番31号	20,000	1.39
富田 美香 ※3	福岡市東区	19,200	1.33
河内 康志	新潟市中央区	18,400 (1,800)	1.28 (0.13)
山本 智弘 ※8	福岡市中央区	17,000 (4,200)	1.18 (0.29)
古賀 由国	東京都新宿区	16,800 (800)	1.17 (0.06)
株式会社ダイショー	福岡市東区松田一丁目11番17号	16,000	1.11
富田 良彦 ※4	福岡市東区	14,000	0.97
株式会社共栄テック	福岡市博多区吉塚四丁目6番12号709号 室	12,600	0.87
龍 正子	福岡市博多区	11,400 (1,400)	0.79 (0.10)
小池 裕	横浜市青葉区	10,800 (800)	0.75 (0.06)
神宮 厚彦	川崎市麻生区	10,800 (800)	0.75 (0.06)
豊田 知子	横浜市緑区	10,800 (800)	0.75 (0.06)
中島 克之	横浜市青葉区	10,800 (800)	0.75 (0.06)
馬場 哲久	福岡市東区	10,800 (800)	0.75 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社パッセルインテグレーション	佐賀県武雄市北方町大字志久1199番4号	10,000	0.69
大原 和司 ※6	佐賀県唐津市	8,800	0.61
金光 誠也	福岡市中央区	8,800 (800)	0.61 (0.06)
長澤 利之	福岡県筑紫野市	8,800 (800)	0.61 (0.06)
山崎 仁志	東京都板橋区	8,800 (800)	0.61 (0.06)
吉村 慶太郎	横浜市栄区	8,800 (800)	0.61 (0.06)
酒井 直隆	福岡市城南区	8,600 (600)	0.60 (0.04)
真田 清司	石川県羽咋郡宝達志水町	8,600 (600)	0.60 (0.04)
太田 俊彦	福岡市博多区	8,000	0.56
柴田 芳明	福岡県春日市	8,000	0.56
富田 良郎 ※4	福岡市東区	8,000	0.56
福島 泰広	福岡県糟屋郡粕屋町	8,000	0.56
宮原 宏	佐賀県鳥栖市	8,000	0.56
村野 淳	東京都世田谷区	8,000	0.56
宮地 洋 ※8	福岡県糟屋郡粕屋町	7,800 (400)	0.54 (0.03)
花村 紳二	福岡県春日市	6,600	0.46
松下 幸史 ※7	福岡市西区	6,400 (800)	0.44 (0.06)
株式会社バリュー・アップ	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目17番2号	6,000	0.42
前原 俊介 ※8	福岡県宗像市	5,800 (1,800)	0.40 (0.13)
廣渡 愛子 ※8	福岡市東区	5,600 (2,000)	0.39 (0.14)
山田 一郎 ※8	福岡市城南区	5,200 (400)	0.36 (0.03)
吉富 裕之 ※7	福岡市早良区	5,200 (1,800)	0.36 (0.13)
江口 幹康	福岡市博多区	4,600	0.32
その他95名		127,000 (27,800)	8.81 (1.93)
計	—	1,441,400 (282,200)	100.00 (19.58)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1：特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
- 2：特別利害関係者等（大株主上位10名）
- 3：特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の配偶者）
- 4：特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の二親等内の血族）
- 5：特別利害関係者等（当社の取締役）

- 6：特別利害関係者等（当社の監査役）
 - 7：当社の執行役員
 - 8：当社の従業員
- 2.（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

株式会社ピー・ビーシステムズ

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 仁戸田 学 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 秋葉 陽 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピー・ビーシステムズの2016年10月1日から2017年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピー・ビーシステムズの2017年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

株式会社ピー・ビーシステムズ

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 仁戸田 学 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 秋葉 陽 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピー・ビーシステムズの2017年10月1日から2018年9月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピー・ビーシステムズの2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年7月31日

株式会社ピー・ビーシステムズ

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 仁戸田 学 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 秋葉 陽 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピー・ビーシステムズの2018年10月1日から2019年9月30日までの第23期事業年度の第3四半期会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2018年10月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピー・ビーシステムズの2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

